

みんなが主役の 地域づくり・まちづくり のために



令和5年4月
北九州市

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、地域の連帯意識の希薄化など社会環境が変化する中で、防犯・防災、環境、教育、福祉など多くの分野で、地域を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。

これらの課題を個人や行政だけで解決するには限界があり、住民同士が支え合い課題解決に向けて取り組むことが、ますます重要になっています。

そのような中、北九州市では、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、住民の皆さんには、活動主体として小学校区単位を基本に「まちづくり協議会」を設置していただいております、その活動の拠点として「市民センター」を整備しております。

また、「地域総括補助金」の交付や各種支援事業などを通して、地域づくり・まちづくり活動を積極的に支援しています。

住民の皆さんが、元気な「地域づくり・まちづくり」活動に取り組まれるに当たって、本書を参考としてご活用いただければ幸いです。

目 次

- 「地域づくり・まちづくり」の重要性 1
- 北九州市の「地域づくり・まちづくり」への取組 3
- 北九州市の「地域づくり・まちづくり」への支援 24
- 北九州市自治基本条例 37
- 市民センター一覧 40
- おわりに（地域と行政とのパートナーシップ） 42

本書は、「地域づくり・まちづくり」の重要性や、北九州市の取組、支援事業などについて掲載しています。

ニーズに応じて参考としていただき、皆さんが活動をさらに活性化するうえで、少しでもお役に立てれば幸いです。

「地域づくり・まちづくり」の重要性

昨今発生した地震、風水害などに対する避難や復旧活動において、地域住民の方々による、日頃の地域づくり・まちづくり活動を活かして協力し合う姿は、多くの人々の共感を得ています。

市内でも、地域の自主防犯組織である「生活安全パトロール隊」の活躍などが、近年、街頭犯罪等の防止に効果をあげています。

誰もが安心・快適に暮らせる地域社会のために、まず、住民が主役の地域づくり・まちづくり活動が必要とされているのではないのでしょうか。

- これまで、地域づくり・まちづくり活動は、行政が決めたことを各地域一律にこなしていくという、行政主導型のものが中心となる傾向がありました。
- しかし、近年は、これまでの一律的な施策では対応できないさまざまな地域課題を解決するため、住民が主体となり、地域の実情に応じて柔軟に地域づくり・まちづくりを進めていくことが重要になってきています。
- 防犯や防災、街なみづくりなど、個別団体のみで解決することが難しい課題も多く存在します。

環境や課題
が変わって
きている
のね！



地域を取り巻く課題の複雑化・多様化

- 学校や街頭など、身近な場所での犯罪の多発
- ゴミのポイ捨て、落書き、モラル・マナーの低下
- 若者の流出、空き地・空き家の増加 など…

- また、核家族化、価値観の多様化、住環境の変化などにより、地域の連帯意識が希薄になり、例えば、住民の支え合いの組織として長い歴史と実績を持つ自治会の加入率が低下するなど、個別団体においても様々な課題を抱えています。

地域を取り巻く環境の変化の例（北九州市の場合）

少子化

- 合計特殊出生率：2.00（昭和 45 年厚生労働省人口動態統計）
→ 1.47（令和 2 年厚生労働省人口動態統計）
※ 1 人の女性が、生涯に何人の子どもを生むかを示す値。

高齢化

- 高齢化率：22.2%（平成 17 年国勢調査）
→ 31.3%（令和 4 年 3 月末住民基本台帳）
※ 65 歳以上の方の割合。

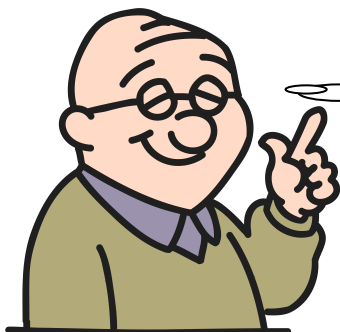
単身世帯の増加

- 世帯数：443,063 世帯（平成 17 年 3 月末住民基本台帳）
→ 483,189 世帯（令和 5 年 2 月末住民基本台帳）
- 人口：1,002,024 人（平成 17 年 3 月末住民基本台帳）
→ 926,494 人（令和 5 年 2 月末住民基本台帳）
- 一人暮らしの高齢者数：45,477 人（平成 17 年国勢調査）
→ 65,358 人（令和 2 年国勢調査）

個別団体の加入率低下

- 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会など各種の地域団体においても、加入率の低下や、構成員の高齢化が進むなど、同様の課題を抱えています。

- 以上のことから、北九州市では、
 - 日頃から、「自分たちのまちは、自分たちの手で」という意識を持って、
 - 住民が協力して「住民主体の地域づくり」を進めていくことが重要であり、
 - 行政は、住民の地域づくり活動を下支えするという基本的な考えに立って、地域づくり・まちづくり活動を促進しています



地域づくり・まちづくりの主役は、
我々住民なんじゃな！

北九州市の「地域づくり・まちづくり」への取組

- 平成5年に、高齢化社会対策の議論の中で、小学校区を基本として、自治会、社会福祉協議会などの地域団体による「地域福祉のネットワーク」を構築するとともに、住民の福祉活動、コミュニティ、生涯学習等の「拠点」を設置することが提言されました。

まちづくり協議会（活動主体）

- 北九州市では、平成6年度から、小学校区単位を基本に「まちづくり協議会」の設置を促進しています。
- 小学校区とした理由は、以下のとおりです。

- 子どもや高齢者が歩いて行ける「ご近所」という生活感覚に最も近く、子どもの通学路等で、親や地域住民が関心を持ち始めるエリアである。
- こうした生活感覚は地域課題の解決を図るうえで重要であり、活動の企画・実践に取り組みやすい。
- また、小学校区単位に組織されている地域団体（自治会、社会福祉協議会、小学校PTA）もあり、様々な団体が一体となって地域づくりに取り組める素地がある。
- 転入者や域外居住者から見ても、小学校区は分かりやすい。

- まちづくり協議会の概要

設置目的

- 地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地域共通の課題の解決に努め、ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを行うことを目的とします。

地域の課題について、みんなで考え、話し合い、解決に向けて行動していきましょう！



団体の概要

概要

- 小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、企業、交番や消防署等の行政機関等、地域の様々な団体などで構成する、地域づくり団体です。（構成する団体等は地域の任意であり、地域の実情により異なります）

設置数

- 令和5年3月31日現在、137のまちづくり協議会が設置されています。

活動の概要

- 地域住民が、地域課題を自ら考え解決するため、地域が一体となった住民主体の地域づくり活動を行います。
- また、小学校区単位を基本に設置するコミュニティ施設「市民センター」の管理業務を市から受託し、市民センターの管理運営に参画しています。

活動例

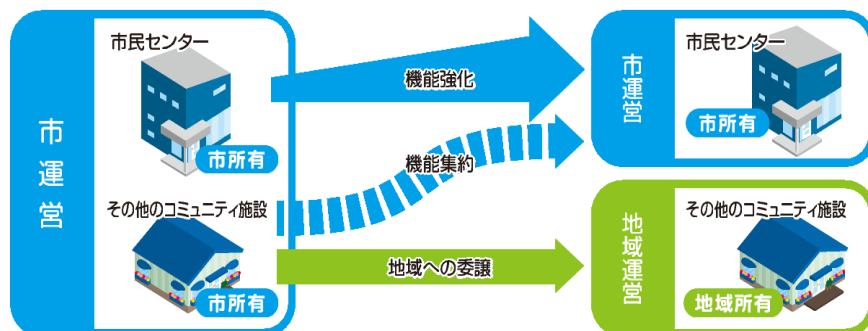
- 地域活動
地域づくりのイメージ図（23ページ）を参照してください。
- 市民センターの日常的な管理運営
センターの開館・閉館、利用の受付・案内、センター及び物品の管理、使用料の徴収、センターで実施する事業の補助事務等。
- 地域団体等の調整
地域団体等間の調整を行い、幅広い観点から地域づくり活動を促進します。

市民センター（活動拠点）

- 平成6年度から、まちづくり協議会をはじめとした地域団体等の活動拠点として「市民福祉センター」の整備を進めてきました。
また、既存の公民館についても、市民福祉センターとしての機能を付加し、活用を図ってきました。（二枚看板化）
- 平成17年1月1日には、「市民福祉センター」と「公民館」を統合し、名称を「市民センター」に変更しました。
- 平成28年2月に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」では、今後も、市民センターを存続させ地域コミュニティの充実・強化を図ることとしています。

公共施設マネジメント実行計画の概要

- ・本市の公共施設マネジメントは、市民が将来にわたり安心して暮らせる地域社会を築いていくため、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立していくことを目的とします。
- ・そのため、本市が保有する全ての公共施設を対象に、将来的な財政負担を軽減するための取組を積極的に進め、以下の8つの考え方に基づき、都市の再構築と活力あるまちづくりを目指します。
 1. 施設の集約と利用の効率化
 2. 民間施設・ノウハウの活用
 3. 市民センターを中心とした地域コミュニティの充実
 4. 特定目的施設や利用形態の見直し
 5. 施設の長寿命化と年度毎費用の平準化
 6. 利用料金の見直し
 7. まちづくりの視点からの資産の有効活用
 8. 外郭団体等への譲渡を検討



市民センターの概要

- 市民センターとは
市民センターは、地域の自主的・主体的な地域づくり・まちづくり活動を育み、地域の連携を深め「自分たちのまちは自分たちの手で」つくる各種地域活動の拠点施設です。

北九州市市民センター条例 第1条

「ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを促進するため、地域における住民の交流及び自主的活動拠点として…（略）…市民センターを設置する。」

※平成17年1月から、「市民福祉センター」・「公民館」は「市民センター」に名称が変更されました。

地域のふれあいを大切にする場所としてお気軽にご利用できます。

どんなことができるの？

- 地域のふれあいを推進する、地域（コミュニティ）活動
例えば 地域の会議、市民センターまつり
- 趣味や特技を活かす、生涯学習活動
例えば クラブ活動、趣味の講座
- 健康な心身をつくる、保健福祉活動
例えば 健康講座、子育てサークル

このほかにも「ひまわり文庫」なども用意していますので、どなたでもお気軽にご利用いただけます。

- 利用時間・休館日

利用時間	●月～金曜日：午前9時～午後10時 ●土曜日：午前9時～午後5時
休館日	●日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ●年末年始（12月29日～1月3日）

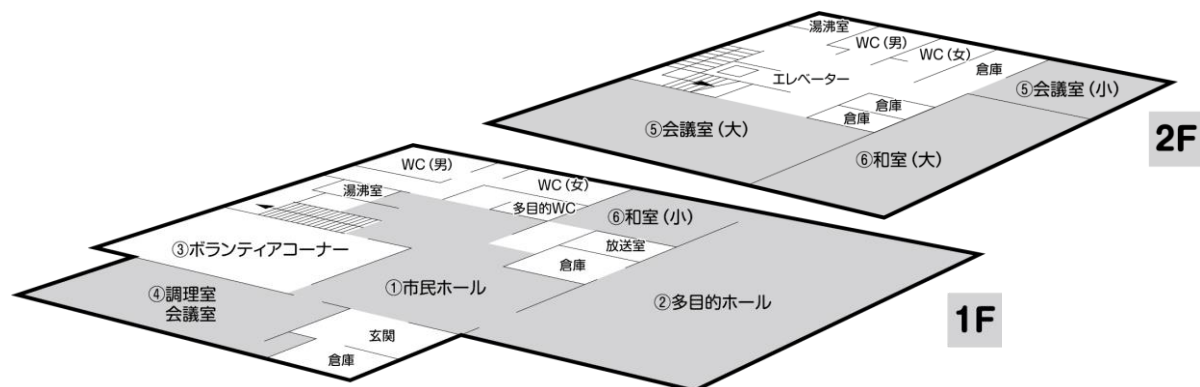
※日曜日以外が休館日の館や利用時間が異なる館もありますので、詳しくはご利用の市民センターにお尋ね下さい。

地域活動の促進や社会に還元する活動を目的としたもので、地域全体に関わる会議や行事等に使用する場合には、休館日等に臨時的に開館することが出来ます。

- 申し込み方法

申し込みは、利用希望日の1ヶ月前から受け付けます。事務室へ「使用申請書」を提出し、承認を受けて下さい。

施設の紹介



①市民ホール……………
 図書コーナーが設置された地域の皆さんのふれあいと憩いの場です。

②多目的ホール……………
 サークル活動や講演会、健康づくりなどに利用できます。

③ボランティアコーナー……………
 ボランティアや、まちづくりのために活動をしている方々が、情報交換を行ったり、打合せをしたりする場所です。

④調理室……………
 料理教室や、一人暮らしのお年寄りなどを対象にした昼食会の開催、給食サービスに利用できます。

⑤会議室（大・小）……………
 生涯学習講座を開いたり、サークル活動に使用します。また、各種団体の例会などにも使えます。

⑥和室（大・小）……………
 囲碁、将棋、お茶、着付教室、習字など趣味や教養を高める活動に使用します。

●施設の使用料

室名		時間	1時間又はその端数ごとに
多目的 ホール	150㎡以上		270円
	150㎡未満		180円
和室・調理室			140円
その他の室			80円

※市外居住者の使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とします。

●器具使用料

室名		時間	1時間又はその端数ごとに
調理用コンロ（1台）			40円
電気コンセント			100円
冷暖房			使用する場合は、実費に相当する額を徴収

利用にあたってのお願い

- 他の利用者に迷惑がかかるような施設利用は、お断りすることがあります。
- 準備、後片付けなどは、利用時間内に行ってください。
- センターを利用中、建物や備品を破損・紛失した場合は、損害を賠償して頂くことがあります。
 ※上記以外の施設（ボランティアコーナー、市民ホールなど）は無料で利用できます。
 ※まちづくりや社会教育、保健福祉関係団体が施設を利用する場合は、使用料が免除される場合があります。

※市民センター一覧（P40、41）

平成16年度からの「新たな地域づくり」への取組

- 平成15年度に、平成16年度からの「まちづくり協議会」及び「市民センター（当時は「市民福祉センター」）」の取組について住民の皆さんと協議した結果、以下の課題が挙げられました。

- まちづくり協議会の活動が、市民センターの受託のみに止まっている。
- まちづくり協議会が一部の地域団体のみで構成されており、他の団体等が新たに参画することが難しい。
- まちづくり協議会が取り組む、地域が一体となった活動に対しての財源がない。

- そこで、まちづくり協議会の活動が活発化し、住民主体の地域づくりがさらに促進されるために、市は、平成16年度から、各まちづくり協議会に対して次ページからの「新たな地域づくり」への取組を提案し、体制の整ったまちづくり協議会から、順次、実施していただいています。

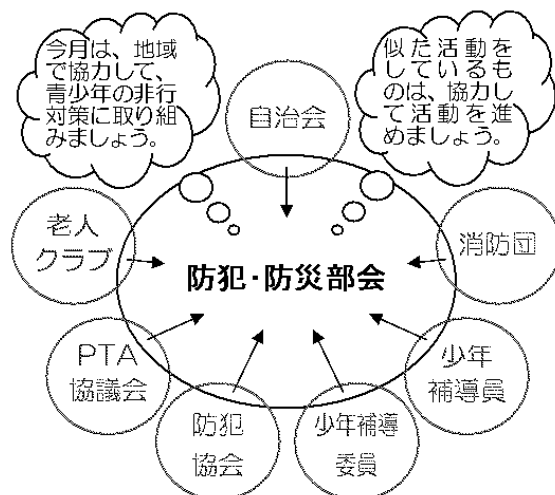
【提案1】まちづくり協議会の組織充実

- 機能的な部会制の導入

- より活動しやすい組織にするため、機能的な部会制を導入します。

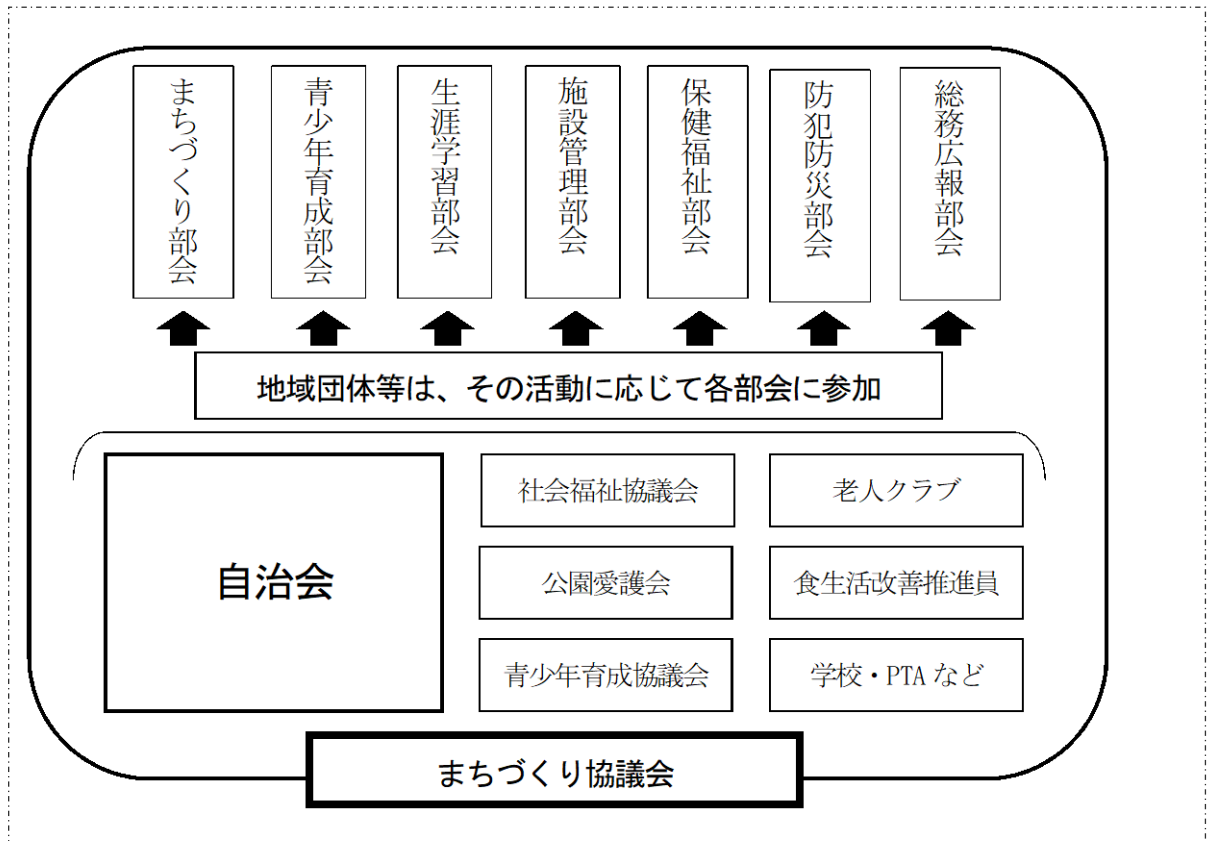
部会の構成の考え方（防犯・防災部会の場合の例）

- 例えば、地域の防犯・防災に関しては、PTAは児童・生徒の安全誘導活動、消防団は防火活動、少年補導員等は青少年の健全育成活動といったように、各団体が様々な取組を行っていますが、類似したものも少なくありません。
- そこで、まちづくり協議会に、防犯・防災に関する活動を行う部会を設置し、各団体が連携しながら地域一体となって活動することで、その効果が一層大きなものになると考えます。



● より多くの皆さんが参加できる組織づくり

- 自治会や社会福祉協議会などの地域団体をはじめ、地域の学校やPTA、病院や福祉施設、企業や商店街連合会、交番や消防署等の行政機関、NPOボランティアグループなど、より多くの地域団体等の参画を促進します。
- 誰にでも開かれ、さらに民主的な運営ができるよう、組織を工夫します。
 - ・ 幅広い年齢層の住民や各種団体等の参加による組織構成
 - ・ 広く人材の登用を図る観点からの、役員等への定年制及び任期制の導入
 - ・ 民主的な意思決定や役員選出、会計手続の明確化、情報の公開



※地域団体及び部会の構成は例示です。

まちづくり協議会・部会制のメリット

部会制導入前



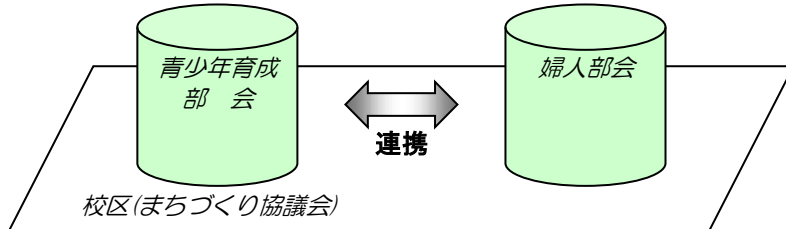
個別の地域団体ごとに活動を実施

まちづくり協議会に期待される役割が十分に果たされていない

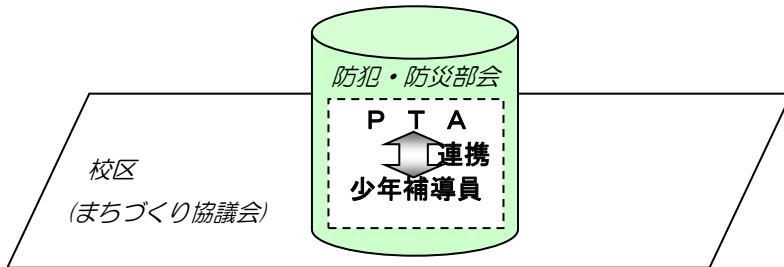
部会制導入後

自治会や社会福祉協議会、婦人会、防犯協会、青少年育成協議会、学校、PTA等がそれぞれの活動に関連する部会の中心となり、ノウハウや実績を活かした得意な分野で活動

《活動事例》



◇ 夏祭りの開催について、「青少年育成部会」や「婦人部会」など異なる部会の構成員が連携を取り合うことで活動に広がりが出る（横の連携）



◇ 児童・生徒の安全誘導活動や青少年の健全育成など関連する活動について、「防犯・防災部会」を設置し、PTAや少年補導員などの団体が連携し合うことで活動そのものに厚みが増す（縦の連携）

地域の課題を効果的・効率的に解決が図れる

- ◆ まちづくり協議会を中心とした地域づくりが一層進展
 - ◆ 地域団体にとっても、新たな経験の蓄積や他の団体との新しいネットワークが構築される
- 〔地域づくり・まちづくりの促進に向けて双方にメリット〕

【提案2】地域総括補助金制度の導入

● 制度の目的

地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市の各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付するもので、平成16年度から実施しています。

● 制度のねらい

従来は、各部局から縦割りで補助金が交付されていたため、各団体の活動も縦割りとなり、団体間の連携を阻害していました。また、各団体が個別に活動していたため、活動が重複し、非効率な面もありました。

そのため、地域への補助金を一本化することで、まちづくり協議会を構成する各団体が連携・協力し、地域が一体となった取り組みが促進されることをねらいとしています。

● 制度のしくみ

14対象事業（項目）の補助金を一本化し、また、窓口も区役所コミュニティ支援課に一本化して、まちづくり協議会に交付します。

● 制度導入のメリット

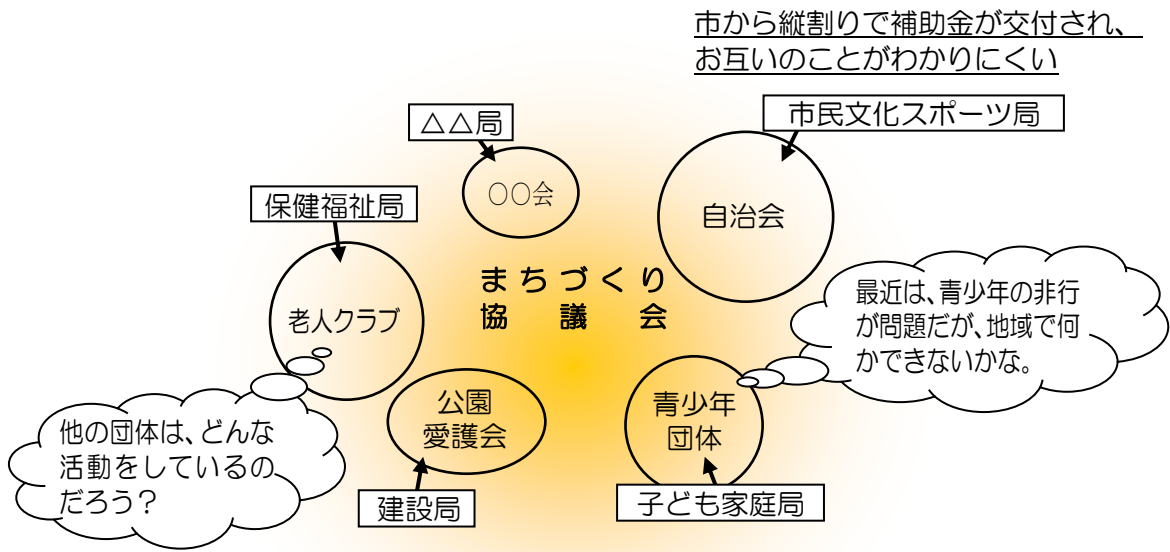
- 各補助対象事業費の50%まで流用が可能のため、これまで市に返還していた補助金の余りを、他の事業に充当することができます。
- 補助対象の中の事業を実施する団体が無い場合でも、まちづくり協議会として実施する場合は、補助金を受け取ることができます。（「公園管理活性化事業」のみ）
- 地域づくりの計画策定や地域課題の解決を図る活動への支援のほか、まちづくり協議会の運営経費を支援する「校区まちづくり支援事業」を利用することができます。
 - ・ 活動経費 上限 25万円
 - ・ 運営経費 対象経費の2分の1 上限 3万円
- 申請時に提出する書類の数が減り、また記載事項も少なくなるなど、申請書類が簡素化され、各団体の事務負担が軽減します。

【一本化した補助金（14項目）】

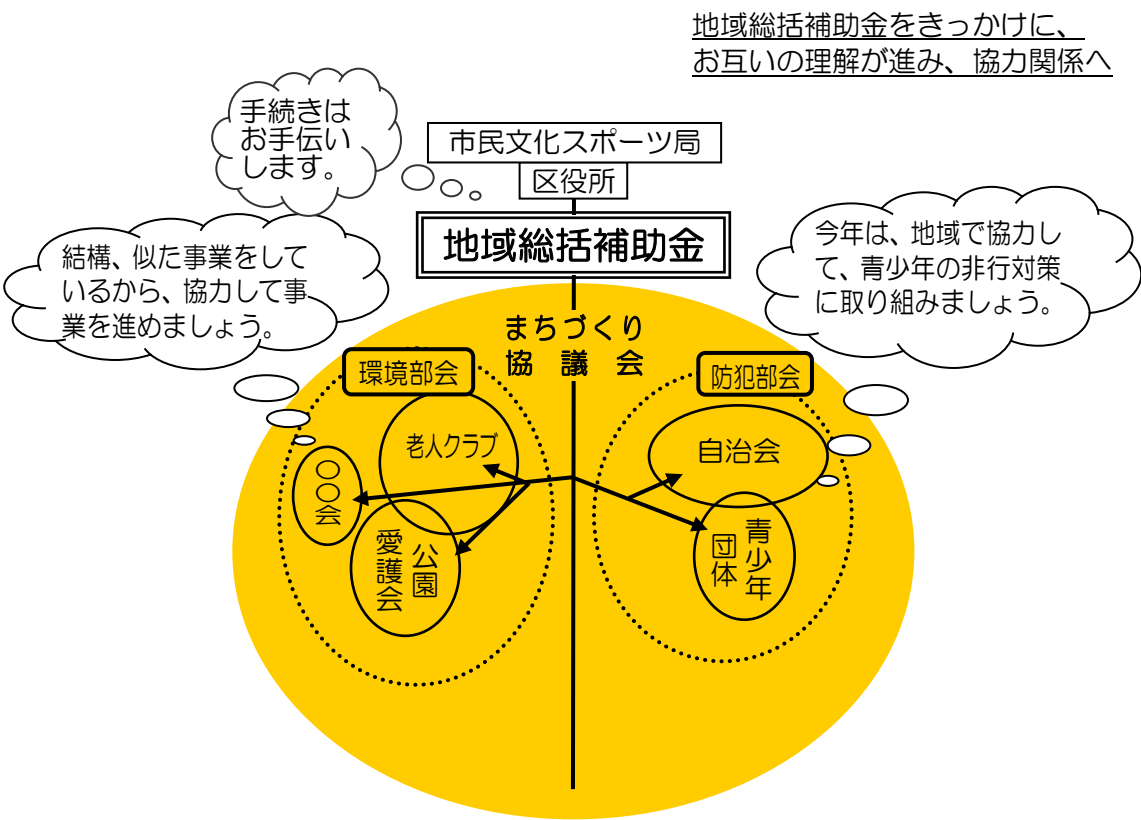
- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ○防犯灯維持管理補助金 | ○防犯灯設置補助金 |
| ○老人クラブ助成金 | ○年長者いこいの家運営補助金 |
| ○ふれあい昼食交流会事業補助金 | ○公園愛護会助成金 |
| ○河川愛護団体補助金 | ○公民館類似施設等運営費補助金 |
| ○公民館類似施設等設置費補助金 | ○公民館類似施設等エアコン設置費補助金 |
| ○青少年団体育成補助金 | ○校区補助金 |
| ○校区まちづくり支援事業補助金 | ○市民センターを拠点とした健康づくり事業補助金 |

※老人クラブ助成金を除き、各補助対象事業費の50%まで流用（融通）が可能。

地域総括補助金導入のイメージ図

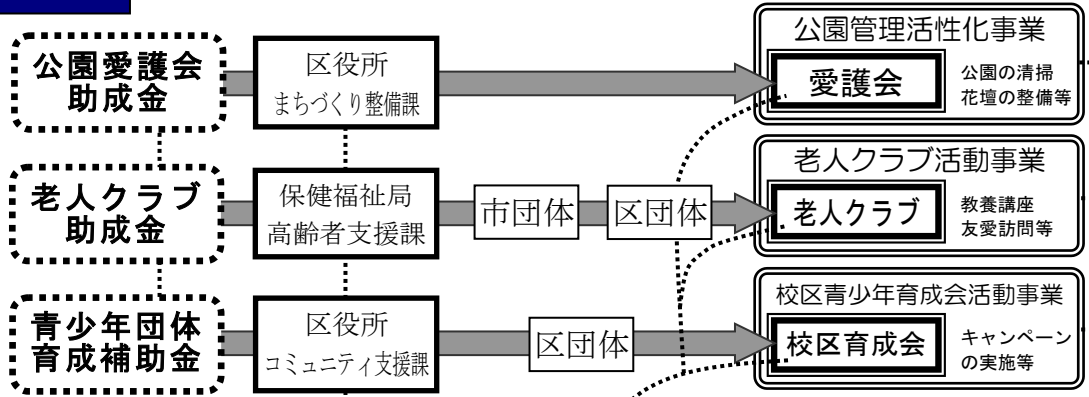


地域総括補助金導入

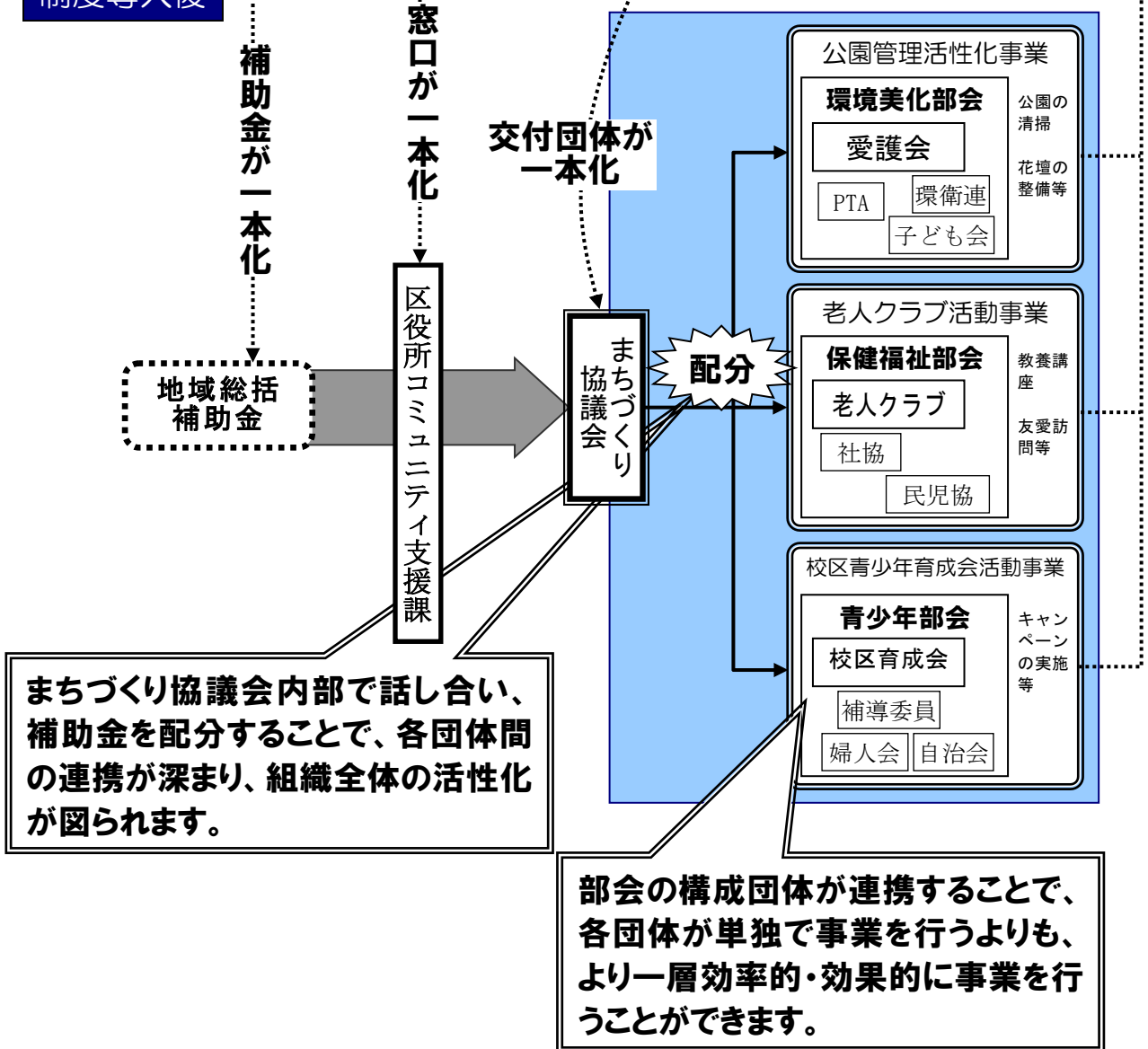


【補助金配分のご案内】

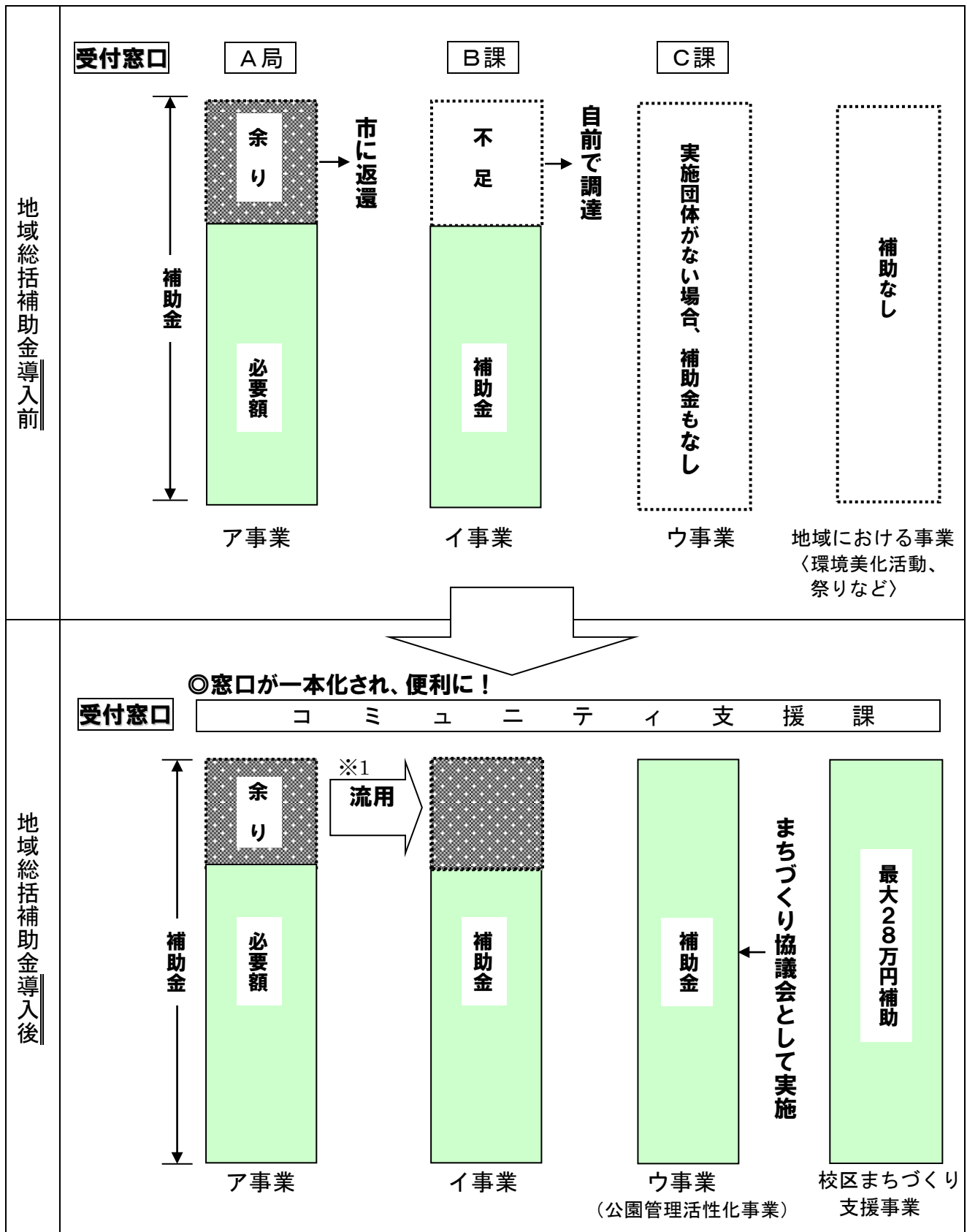
制度導入前



制度導入後



地域総括補助金のメリット（補助金の活用）



※1：流用については一部条件があります。流用を検討される際は、事前に区役所へご相談ください。

地域総括補助金のメリット（各補助金の申請書類の簡素化）

	一本化している補助金	各補助金の申請書類				
地域総括補助金導入前	公民館類似施設等運営費補助金	補助金交付申請書	事業計画書	歳入予算書	歳出予算書	
	ふれあい昼食交流会事業補助金	補助金交付申請書	事業計画書			
	公園愛護会助成金	補助金交付申請書	会則	名簿	予算書	
		補助金交付申請書	会則	名簿	予算書	
		補助金交付申請書	会則	名簿	予算書	
河川愛護団体補助金	補助金交付申請書	会則	名簿	活動計画書	予算書	
	補助金交付申請書	会則	名簿	活動計画書	予算書	
	補助金交付申請書	会則	名簿	活動計画書	予算書	
◆その他補助金についても、書類の形式がばらばらであり、記載事項も多い。						
地域総括補助金導入後	公民館類似施設等運営費補助金	申請内容内訳書	事業計画書	収支予算書	歳出予算書	
	ふれあい昼食交流会事業補助金	申請内容内訳書	事業計画書			
	公園愛護会助成金	申請内容内訳書	会則	名簿	予算書	
		申請内容内訳書	会則	名簿	予算書	
		申請内容内訳書	会則	名簿	予算書	
河川愛護団体補助金	補助金交付申請書	会則	名簿	活動計画書	予算書	
	補助金交付申請書	会則	名簿	活動計画書	予算書	
	補助金交付申請書	会則	名簿	活動計画書	予算書	
◆その他補助金についても、書類の形式が統一され、記載事項も少ない。						

地域総括補助金の流用（具体的事例）について

- 地域総括補助金は、14項目（11ページ参照）の各事業の標準額どおりに使うだけでなく、一定の範囲内において、事業間で融通（やりくり）することができます。
実際に、流用制度（事業間でお金の受け渡しをすること）を活用しているまちづくり協議会の事例をご紹介します。

事例①

補助事業名

（流用元）校区青少年育成会活動事業⇒（流用先）年長者いこいの家運営事業

経緯

A校区では、B公園にあるC年長者いこいの家の光熱水費や会議に係る費用にてついで、利用が活発なこともあり、毎年予算が不足している。

一方、校区内では半年に1回、校区内の小中学生を地域住民が参加するグラウンドゴルフ大会を開催しているが、児童生徒数の減少等に伴い、景品や消耗品の内容を見直し、以前に比べて費用を節約できることが分かった。

手続き方法

- ①まちづくり協議会の総会において、「地域総括補助金」の中の「校区青少年育成会活動事業」の予算の一部を、「年長者いこいの家運営事業」の予算の一部に充てる議案を提出。総会の議決を得る。
- ②「地域総括補助金」の交付申請の際に、流用額を含めて申請。
（年度途中で「変更申請」をすることも可能です。）
- ③「地域総括補助金」の実績報告の際に、流用額を含めて報告。

流用金額（例）

補助事業名	流用前 （標準額）	流用後 （補助金基本額）
校区青少年育成会活動事業	48,000円	24,000円
年長者いこいの家運営事業	60,000円	84,000円

※標準額の半分（50%）の金額が1.5倍（150%）の金額までの間で、事業間で流用することができます。

効果

これまで、年長者いこいの家の運営経費については、利用者が費用の一部を負担していたが、「負担額が軽減され、活動内容が充実した」といった声が聞かれた。

事例②

補助事業名

(流用元) 公園管理活性化事業⇒(流用先) 校区まちづくり支援事業

経緯

D校区では、転勤族が多く、行事を通して顔見知りを増やしていけるよう夏祭りやもちつき大会など、多世代交流事業を活発に行っており、毎年予算が不足している。

一方、校区内には14の公園愛護会があり、公園の美化活動や花壇づくりを行っている。公園愛護会の1団体あたりの補助金は、管理する公園の面積により標準額が定められているが、各愛護会相互で協力することで、掃除道具や補修材料の経費を節約できることが分かった。

手続き方法

- ①まちづくり協議会の総会において、「地域総括補助金」の中の「公園管理活性化事業」の予算の一部を、「校区まちづくり支援事業」の予算の一部に充てる議案を提出。総会の議決を得る。
- ②「地域総括補助金」の交付申請の際に、流用額を含めて申請。
(年度途中に「変更申請」をすることも可能です。)
- ③「地域総括補助金」の実績報告の際に、流用額を含めて報告。

流用金額(例)

補助事業名	流用前 (標準額)	流用後 (補助金基本額)
公園管理活性化事業	540,000円	486,000円
校区まちづくり支援事業	280,000円	334,000円

※標準額の半分(50%)の金額が1.5倍(150%)の金額までの間で、事業間で流用することができます。

効果

「校区の負担額が軽減され、多世代交流事業の内容の充実を図ることができた」といった声が聞かれた。

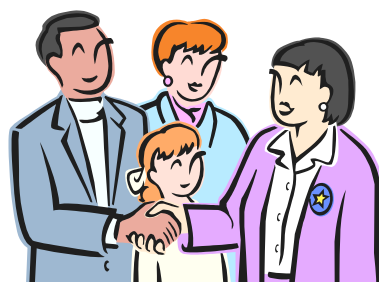
「新たな地域づくり」に取り組まれた地域での成果や課題

- これまで、「新たな地域づくり」に取り組まれた地域の皆さんからいただいた様々なご意見等の中から、主なものをご紹介します。

成 果

まちづくり協議会の組織充実

- より多くの地域団体が協議を重ねる中で、地域に連帯感が生まれてきており、地域が一体となって地域のことを真剣に考えるようになってきた。
- 団体間の連絡協議が行われるようになり、各団体が連携して地域課題へ取り組めるようになった。
- 特定の地域団体が実施していた事業を、部会の事業として地域全体で取り組むことで、これまで気付かなかった優秀な人材の発掘や育成につながった。
- 地域づくりに活気が生まれ、これまで地域活動に参加しなかった住民が、まちづくり協議会や市民センターの行事等に積極的に参加するようになった。



地域総括補助金の導入

- 各団体の活動や補助金を理解できたことで、お互いの存在を認め合うような雰囲気が出てきた。
- 今後、地域づくり・まちづくりをどのような方向で進めていくか整理し、議論・検討するうえで重要な視点となった。
- 会計手続きの明確化や情報公開等が促進され、透明・公正な運営が図られるようになった。
- 各補助金の申請等に係る事務をまちづくり協議会で行うことにより、各団体が区役所を訪問する時間が節約され、補助金に関する相談・申請等も容易にできるようになった。

課題と対応

(人材育成)

課題 1

- 地域づくりに対して消極的な地域住民が未だに多い。また、地域のリーダーの高齢化が進んでいる中、新たな人材の発掘・育成が難しい。

対応 1

- 出前講演等を通じて、市民の皆さんの地域づくりに対する意識の高揚を図るとともに、社会福祉ボランティア大学校や北九州市民カレッジなどで研修会を開催し、地域づくりを担う人材を積極的に育成しています。
また、区によっては、次代を担う人材育成、地域の核となって活躍する人材育成を目的としたセミナーを開催しているところもあります。
- 市民センターによっては、退職した人が新しい仲間作りや地域活動のきっかけになるよう講座を開催しているところもあります。
- 人材の発掘・育成のため、以下のような取組を行っているまちづくり協議会もあります。
 - ・「まちづくり土曜大学」の実施
地域のまちづくり関係者を対象とし、毎月1回土曜日に、学習会及び情報交換会を実施し、まちづくりに関するノウハウ習得を図る。
 - ・「二分の一成人祭」の実施
10歳の子どもたちを市民センターに招き、保護者と地域の人でお祝いをする事で世代間交流を図るとともに、団塊世代のボランティアとしての活躍の場の拡大を図る。

(透明・公正な運営)

課題2

- まちづくり協議会が取り組む、地域が一体となった活動に対する独自財源がない。

対応2

- 地域が一体となった、地域づくりの目標や活動計画等の策定、地域課題の解決に向けた活動に対して助成を行う、校区まちづくり支援事業を利用することができます。
- まちづくり協議会が校区（活動地域）全体で古紙回収の取組の推進等を行う場合は、その活動地域で回収された古紙1kgにつき2円を「まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金」として、通常の奨励金とは別に交付します。
- バザー開催による収益金やイベントの協賛金などにより、自主財源を確保しているところもあります。



課題3

- まちづくり協議会について、誰にでも開かれた、透明・公正な運営をより一層推進していく必要がある。

対応3

- 「まち協だより」や「センターだより」で、古紙・古着回収奨励金の収支報告や予算書の公開を行っているまちづくり協議会があります。
- 旅費規程や役員報酬規程など規約の細則を整備することにより、会計手続きの明確化を図っているところもあります。

課題 4

- 地域総括補助金の導入により、まちづくり協議会に、申請書類の取りまとめなど新たな事務負担が生じた。

対応 4

- 事務の手順等を記載した手引きを配付するとともに、区役所職員が「校区担当者」として事務手続き等の支援を行います。
- 平成18年度からは、地域総括補助金の申請様式の一部を簡素化し、少しでも事務負担が軽減されるよう努めています。
- 平成23年度からは、地域総括補助金の事務手続きに必要な経費の一部を助成できるようになりました。



(組織の強化・充実)

課題 5

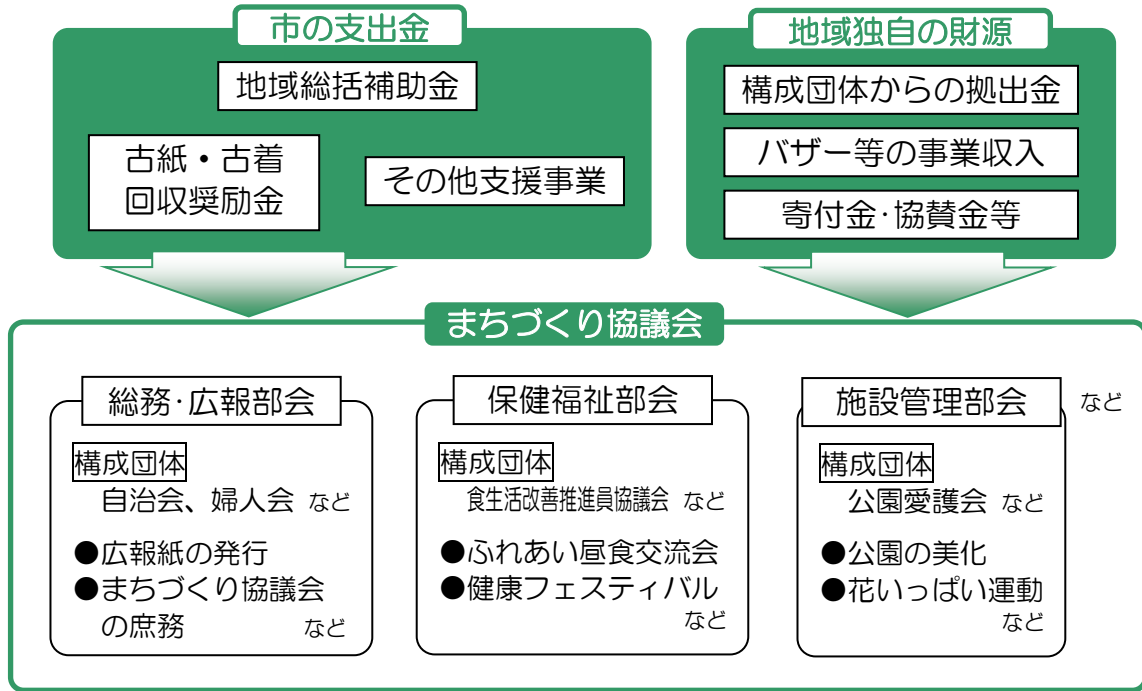
- まちづくり協議会の活動があまり活発ではないため、組織の充実を図る必要がある。

対応 5

- 幅広い年齢層の住民や各種団体の参加を図るとともに、地域課題に応じた部会を設置・再編するなど、組織充実に努めているまちづくり協議会が増えてきています。
- 広く人材の登用を図る観点から、役員の定年制・任期制を導入しているまちづくり協議会もあります。
- まちづくり協議会で、「校区まちづくり支援事業」を活用して、地域の人々が集まって自分たちが住む地域について話し合い、地域づくりの目標や計画などをつくることで、活動を強化することができます。

- 現在、各地域において様々な地域団体等が「まちづくり協議会」に参画し、「市民センター」を活動拠点に、お互いに協力し、地域の特性や課題に応じて、組織や活動目標、活動内容・財源等を自ら決定し、住民主体の地域づくり・まちづくりに熱心に取り組んでいます。

まちづくり協議会の活動財源のイメージ図



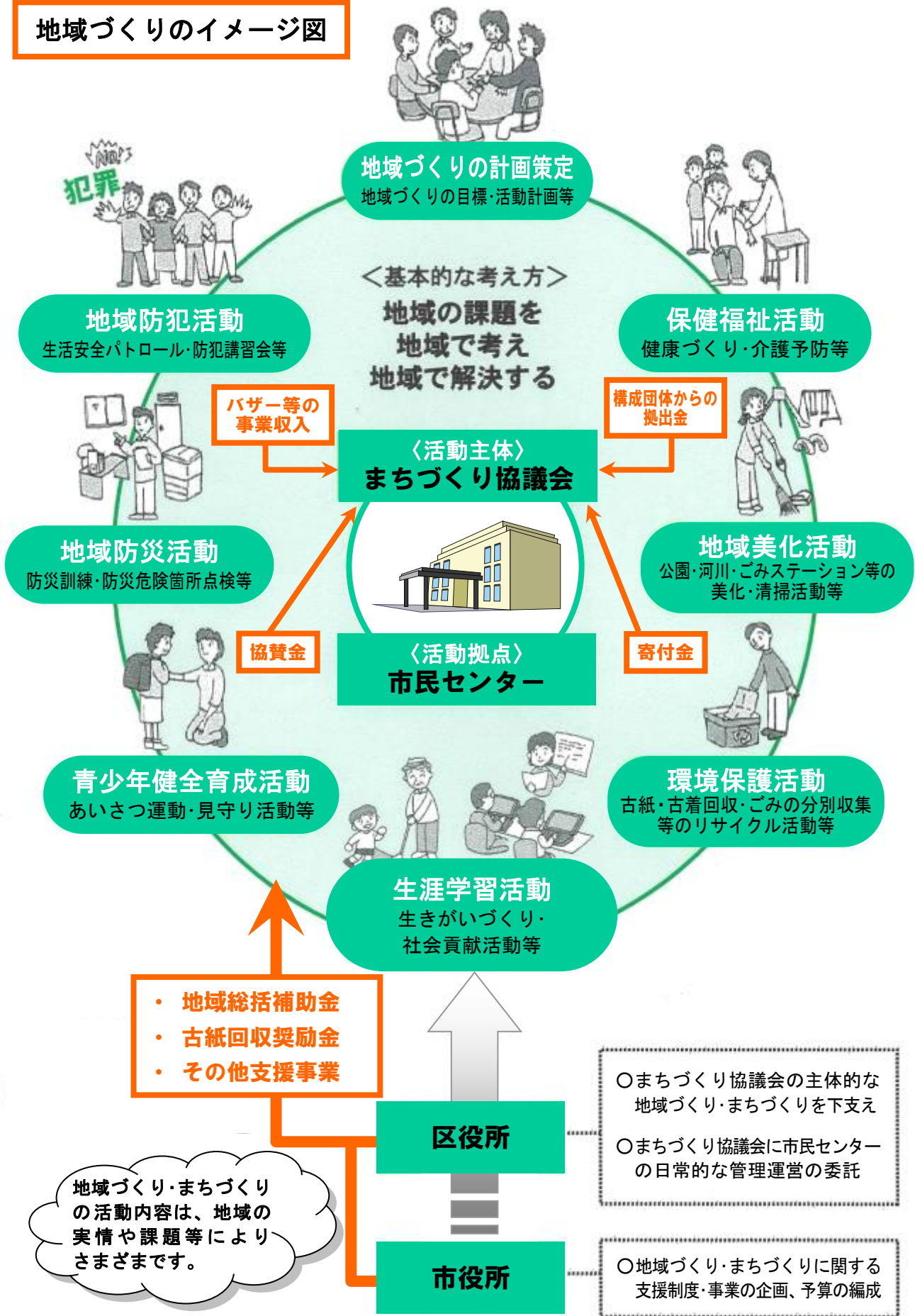
○ 北九州市における、「市民センター」及び「まちづくり協議会の取り組み」は、地域づくり・まちづくりの仕組みづくりを検討されている全国の自治体、地域団体等から注目され、多くの視察・問い合わせ等をいただいています。

○ 一方、「まちづくり協議会が地域づくり・まちづくり活動を主導するのであれば、自治会がこれらの活動を行う必要はないのでは」との声もありますが、自治会が、町内会・隣組等の組織の特性を生かしながら、「まちづくり協議会」の地域づくり・まちづくり活動を活性化させていくことが大切です。

地域が一体となって、地域づくり・まちづくり活動に取り組むことが効果的だね！



地域づくりのイメージ図



北九州市の「地域づくり・まちづくり」への支援

- 北九州市では、様々な支援事業により、住民主体の地域づくり・まちづくり活動のいっそうの促進を図っています。

以下、主な支援事業をご紹介します。

※ 新年度の募集を締め切っている事業もありますので、詳細は問い合わせ先までおたずねください。

地域づくり・まちづくり全般に係る支援事業（自主的活動支援型）

○ まちづくり専門家派遣事業

（問合せ先：市民文化スポーツ局地域振興課 582-2111）

まちづくり協議会や自治会等が、地域でまちづくりの勉強会などを実施する場合、アドバイザーや講師としてまちづくりの専門家を派遣します。

◇対象団体：まちづくり協議会、自治会、まちづくり団体等

○ 校区まちづくり支援事業

（問合せ先：各区役所コミュニティ支援課、市民文化スポーツ局地域振興課 582-2111）

まちづくり協議会が取り組む地域づくりの目標や活動計画等の策定、地域課題の解決に向けた活動などを行う事業に、活動費等を助成します。

◇対象団体：地域総括補助金を導入するまちづくり協議会

◇助成内容：地域づくりの目標や活動計画の策定に向けた活動経費または、地域課題の解決を図る活動経費 上限 25万円

まちづくり協議会の運営経費 上限 3万円（対象経費の1/2）

○ まちづくりステップアップ事業

（問合せ先：各区役所総務企画課、市民文化スポーツ局市民活動推進課 645-3104）

市民活動団体や地域団体が取り組む、地域の特性を活かした活動や、地域の活性化につながる新たなまちづくり活動などに対して、活動費の一部を補助します。

◇対象団体：市内に活動の拠点を有する「非営利団体」

◇補助内容：1団体あたり上限30万円（補助対象経費の1/2以内）

○ NPO公益活動支援事業

（問合せ先：市民文化スポーツ局市民活動推進課 645-3104）

NPO法人や市民活動団体が専門性を発揮して行う、地域の課題解決につながる活動について、活動費の一部を補助します。

◇対象団体：北九州市内に主たる活動拠点を有するNPO法人、一定の条件を満たす市民活動団体

◇補助内容：1団体あたり上限50万円（補助対象経費の1/2以内）

○ 市民活動保険

(問合せ先：各区役所コミュニティ支援課)

市民の皆さんが安心して地域活動や市民活動に参加できるよう、市が保険料を負担し、活動中の事故に対して、一定の補償を行う保険制度を実施します。

◇対象者：北九州市民、又は活動の拠点が北九州市内にある方

◇対象となる活動：次の条件を全て満たす活動

- ①無報酬の活動 ②年間を通じて計画的・継続的な活動
- ③自主的に構成されたグループ又は地域住民が行う公益性のある活動
- ④日本国内における活動

◇対象とならない活動

- ①政治、宗教又は営利を目的とした活動
- ②スポーツ・文化活動等への参加
- ③市等の主催・共催事業への参加
- ④懇親を目的とした活動や自助的な活動
- ⑤職場や学校などの行事として行う活動
- ⑥危険度の高い活動（チェーンソー等の使用や高所での作業等）
- ⑦緊急時での活動（災害救助等）

○ 「地域交流施設・クレカ若松」貸館事業（若松区）

(問合せ先：公営競技局地域貢献室 クレカ若松受付 791-3449)

ボートレース若松では、新たなファンの獲得やイメージアップ等を図るとともに、地域に親しまれるボートレース場を目指し、地域の方々のイベントや会議等にも活用できる施設として、「クレカ若松」を整備しました。ぜひご利用ください。

利用例→会議、セミナー、交流会、学習教室、サークル活動、パーティー、ダンス・ヨガ、イベント（動画配信可）等

◇使用申込みはクレカ若松ホームページ <https://cureca.jp>

◇多目的ホール（81人）・市民ホール（160人）・会議室（18人）等

◇無料駐車場有（約2,000台）

◇JR奥洞海駅から徒歩4分



個別の活動に係る支援事業（主に行政が企画する課題対応型）

○ みんな de Bousai まちづくり推進事業

（問合せ先：危機管理室危機管理課 582-2110）

住民の共通課題である「防災」をテーマに、地域の様々な方が参加する防災会議や訓練を行いながら、自然災害による犠牲者を出さないための「地区防災計画」づくりを支援します。

◇対象団体：小学校区内の様々な団体を代表して、まちづくり協議会などから申請

◇助成内容：専門家の派遣、会議・訓練の支援

○ SDGs 防災サポート事業

（問合せ先：危機管理室危機管理課 582-2110）

マンションや町内会などより小さな単位での「地区防災計画」づくりを支援します。また、本サポート事業に参画する企業・団体と協働で、地域の皆さまの「防災学習」を支援します。

◇対象団体：お住まいの地域での防災計画作りに興味のある方、防災について学びたい方

◇助成内容：防災サポーターの派遣（企業・団体所属）、会議の支援

○ 住民参加型災害図上訓練（DIG）

（問合せ先：各消防署予防課、危機管理室危機管理課 582-2110）

参加者が自分たちの住むまちの地図を囲み、災害の危険性などを書き込みながら議論することで、わがまちに起こりうる災害像をより具体的にイメージできる訓練です。

訓練を通して参加者同士の距離が近づき、まちづくりをするうえで最も重要な「人と人とのつながり」も育まれるという効果があります。

所要時間は約2時間で、団体（10名程度以上）でお申し込みください。

◇助成内容：講師（消防職員）の派遣、地図の提供

○ 避難所運営ゲーム（HUG）

（問合せ先：各区役所総務企画課、危機管理室危機管理課 582-2110）

避難者それぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた模造紙の上にどのように配置するか、また、避難所で起こる様々な出来事にどのように対応していくかを模擬体験できる図上訓練です。

訓練の最後に、北九州市避難所運営マニュアルで想定されている具体的な対応例などについて意見交換を行います。

所要時間は約2時間で、団体（10名程度以上）でお申し込みください。

◇対象団体：まちづくり協議会、自治会等

○ 地震体験車を活用した防災啓発事業

(問合せ先：消防局予防課 582-3836)

地震体験車は、過去の巨大地震等を再現して、実際に体験できる車両です。

地震による揺れの怖さを体験し、災害を身近に感じることで、防災意識の醸成と災害に対する知識のより一層の向上を図ります。

◇対象となる活動：地域での防災行事、事業所や学校での防災訓練等

◇事業内容：地震体験車（操作員を含む）を派遣し、地震体験訓練、初期消火訓練や防災講話の実施

○ 「生活安全パトロール隊」活動支援

(問合せ先：各区役所コミュニティ支援課)

自治会やまちづくり協議会などが中心となって結成された、地域の自主防犯組織「生活安全パトロール隊」に安全・安心指導員（県警 OB）が助言・指導を行う他、懐中電灯・誘導灯・ベスト等のパトロール物品の支援を行っています。

具体的な支援内容については、各区役所コミュニティ支援課にご相談ください。

○ 落書き消去活動支援事業

(問合せ先：市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 582-2866)

市内で自主的に落書き消し活動を行う団体に対して、活動に必要な溶剤等の提供を行います。

◇対象団体：概ね 5 人以上のボランティア団体

○ 迷惑行為防止のための地域活動支援事業

(問合せ先：市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 582-2866)

地域において、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「落書き」、「路上喫煙」の4つの迷惑行為のうち少なくとも1つを対象として防止活動を行う地域の住民・事業者で構成された団体に、啓発物品（ポスター、チラシ、のぼり、ポケットティッシュ）の提供を行います。

◇対象：①構成員が 10 人以上の団体であること。

②迷惑行為防止活動推進地区において支援を受けている団体ではないこと。③防止活動を年 2 回以上行うこと。

◇募集：随時、新規登録団体を募集（次年度以降自動継続）

○ 「北九州市自治基本条例」推進事業

(問合せ先：総務局総務課 582-2102)

北九州市の自治の基本的ルールを定めた「北九州市自治基本条例」（平成 22 年 10 月 1 日施行）の意義や理念などを理解していただくための周知活動を行っています。様々な機会を捉え、パンフレットを配布するほか、条例制定の背景や条文を分かりやすく解説する、出前講演も行っていきます。

○ 地域における外国人との共生事業

(問合せ先：企画調整局国際政策課 582-2146)

日本人と外国人が共に暮らす環境づくりのため、地域における異文化理解のサポートを北九州市企画調整局国際政策課と（公財）北九州国際交流協会が行います。

区役所や市民センターで企画するイベントや講座へ、市内で活躍する外国人や多文化共生の活動を行っている方を講師として紹介するサポートをします。

イベントや講座のご相談をいただいた後に講師と調整しますので、日程や内容については、早目にご相談をお願いします。

講師への謝礼、交通費、教材費等は主催者の負担をお願いします。

○ 地域福祉振興事業助成金

(問合せ先：北九州市地域福祉振興協会 保健福祉局地域福祉推進課内 582-2060)

市民の地域福祉活動を推進することを目的に、市内のボランティア団体等の実施する地域福祉活動に対し助成金を交付します。

◇対象団体：社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人、特定非営利活動法人、その他地域において継続的に福祉活動を実施している団体

◇対象となる事業：新たな社会課題の解決に向けた取組み等の地域福祉の向上に資する事業

○ 認知症の人が暮らしやすい地域づくりのための活動支援

(問合せ先：保健福祉局認知症支援・介護予防センター 522-8765)

認知症の正しい理解を広めるため、地域団体の依頼により、認知症に関する講座を出前で実施します。

また、認知症などにより行方不明となった高齢者等を地域で見守るための模擬訓練を地域で実施する際に、そのサポートを行います。

◇対象団体：自治会等の地域団体

◇出前可能事業：認知症サポーター養成講座、はじめてみませんか検索模擬訓練

○ サロンで健康づくり事業

(問合せ先：保健福祉局認知症支援・介護予防センター522-8765)

高齢者が自主的に健康づくり・介護予防の活動を継続し、地域に広がる活動となるよう、地域の高齢者サロン等に運動・栄養・口腔等の専門職を派遣します。また「いつもの活動に運動プラス」を合言葉に、住民主体の通いの場で、きたきゅう体操等の運動習慣の定着を促し、住民の健康づくり意識の向上を図るとともに、仲間と一緒に取り組む介護予防活動を支援します。

◇対象：おおむね65歳以上の人で構成された5名以上のグループ

- **住民主体による生きがい・健康づくりの場（サロン）推進事業**
 （問合せ先：北九州市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター 881-0110）
 NPO法人や市民団体等が、継続して開催するサロン活動に対して、一定の要件を満たした場合に、運営費用を助成します。
 ◇対象団体：NPO法人または代表者が明確である任意団体。
 ◇対象となる活動：参加者同士による声かけ、見守り、相談支援及び健康づくり・介護予防のための運動を行い、その他に健康チェックや栄養・口腔の学習、認知機能向上のための活動を行うもの。

- **地域でGO!GO!健康づくり（市民センターを拠点とした健康づくり事業）**
 （問合せ先：各区役所保健福祉課地域保健係、保健福祉局健康推進課 582-2018）
 市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により行います。
 ◇対象団体：まちづくり協議会

- **遊びの広場促進事業**
 （問合せ先：子ども家庭局青少年課 582-2392）
 異年齢集団での遊びや自然体験、社会体験など、地域での体験活動・遊びの広場の輪を広げるため、他の団体・グループ活動の参考になる取り組みに対し補助金の交付を行い活動の支援を行います。

- **みんなの子育て・親育ち支援事業**
 （問合せ先：子ども家庭局子育て支援課 582-2473）
 北九州市内を拠点として、主に未就学児とその保護者を対象に活動している団体の活動経費の一部を補助します。
 ◇対象団体：①育児サークル、子育て支援者・ボランティアグループ（例：読み聞かせ・託児など）で、会員数5名以上の団体
 ②団体のメンバーの半数以上が北九州市民であること
 ③継続的な活動実績・活動計画（年間10回以上）があること
 ④暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体（者）でないこと
 ◇助成内容：1団体あたり上限2万円

- **子ども食堂開設支援事業**
 （問合せ先：子ども家庭局子育て支援課 582-2473）
 地域や民間団体等が実施する「子ども食堂」に対して、開設等の活動経費の一部を補助します。また、子ども食堂の新規開設や寄付等の相談に応じます。
 具体的な内容については、子ども家庭局子育て支援課にご相談下さい。

○ コミュニティ・スクール・地域学校協働活動事業

(問合せ先：教育委員会学校教育課 582-2368)

北九州市では、校区の子どもたちの学びや成長のために、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」に取り組んでいます。

コミュニティ・スクールとは、地域の方や保護者の方、学校が、学校運営方針やどのような子どもに育てたいか等について話し合う会議です。北九州市では、全市立学校・園をコミュニティ・スクールとして、「地域とともにある学校づくり」を進めています。

また、地域学校協働活動とは、スクールヘルパー等、地域の方や保護者の方が、登下校の見守りや学習支援、ゲストティーチャー等として、地域の子どもの学びや安全な学校生活を支える活動です。中学校区に、そのとりまとめとなる地域学校協働本部を設置しています。

本市では、この両者が、しっかりと連携・協働して取組を進めていくことで、「地域全体で子どもを育てる」ことを目指しています。

○ 「北九州市子どもを育てる10か条」普及促進事業

(問合せ先：教育委員会学校教育課 582-2368)

北九州市の子育てルールである「北九州市子どもを育てる10か条」を広く家庭や地域で積極的に実践していただくために、様々な普及促進活動を行っています。掲示用マグネットでの啓発のほか、「子育て・親育ち」のために条文を分かりやすく解説する出前講演も行っています。

○ 使用済み食用油のリサイクル

(問合せ先：環境局循環社会推進課 582-2187)

地域において実施する、家庭から出る使用済み食用油のリサイクル活動を支援します。

◇対象団体：自治会やまちづくり協議会等の地域団体

◇支援内容：回収ボックスの貸与、使用済み食用油の回収・リサイクル費用の負担

※①回収ボックスの設置場所の確保、②回収ボックスの管理、③活動のPR（回収ボックスの場所や持出方法など）、④回収業者との連絡調整などは、地域団体で行っていただきます。

○ まち美化活動

(問合せ先：環境局業務課 582-2180)

市内で公共の道路、公園、河川、海浜等をボランティアで清掃する場合に、ボランティア活動用のごみ袋の無料配布や、清掃用具の貸与を行います。

◇対象：まち美化を行う個人・団体（自治会・ボランティア団体など）

◇支援内容：①まち美化ボランティア袋の無料配布

・配布場所：環境センター、区役所・出張所、市民センター

②清掃用具の貸与

・貸与品：火バサミ、ほうき、ちりとり、のぼり等

・貸与場所：環境センター

○ 生ごみのリサイクル

(問合せ先：環境局循環社会推進課 582-2187)

家庭から出る生ごみを減量化・資源化することを目的に、下記の講座を実施する地域団体に対し、講師等を派遣します。

※講座の実施（受講者の公募や機材（パソコン等）の貸与、場所の確保など）は、地域団体で行っていただきます。

[リデュースクッキング講座]

生ごみの発生を抑制するために実施する、家庭から出る生ごみを少なくする調理法等の実技講座

◇支援団体：概ね 20 名程度でリデュースクッキング講座を主催する地域団体

◇支援内容：リデュースクッキング講座の講師等の派遣

*実施場所は、調理室を確保してください。

[生ごみリサイクル講座]

家庭から出る生ごみをリサイクルするために実施する、生ごみのコンポスト化等の実技講座

◇支援団体：概ね 20 名程度で、生ごみリサイクル講座を主催する地域団体

◇支援内容：生ごみリサイクル講座の講師等の派遣

○ 古紙・古着リサイクル推進事業

(問合せ先：環境局循環社会推進課 582-2187)

市へ登録を行った子ども会などの団体が、市内の家庭から発生した古紙・古着の集団資源回収に取り組んだ場合に、古紙・古着の回収方法や量に応じて「集団資源回収団体奨励金」を交付する制度があります。また、継続して5年以上集団資源回収に取り組む予定のある登録団体を対象とした回収用保管庫の無料貸出制度もあります。

①集団資源回収団体奨励金

◇軒先回収以外の回収（拠点回収）

古紙 1kg あたり 7 円、古着 1kg あたり 1 円

・公園、集会所、ごみステーション、保管庫などに集めた古紙・古着を業者が回収する方法

◇軒先回収

古紙 1kg あたり 5 円、古着 1kg あたり 1 円

・家の前に出した古紙・古着を業者が回収する方法

◇古着地域循環推進まちづくり協議会奨励金

・市の登録を受けたまちづくり協議会が、あらかじめ届け出た場所一箇に（主に市民センター）で回収する方法。古着 1kg あたり 2 円

□集団資源回収団体奨励金の登録対象団体

子ども会、町内会、自治会、PTAなどの地域住民で組織された団体で、営利を目的としない団体

②まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金

市の登録を受けたまちづくり協議会が校区（活動地域）内で古紙回収を行なっている団体の把握や古紙回収を行っていない地域における回収活動を実施している場合は、その活動地域内で回収された古紙 1 kgにつき 2 円を、上記の集団資源回収団体奨励金とは別に、まちづくり協議会に対して交付する制度があります。

○ ごみステーション管理活動支援

(問合せ先：環境局業務課 582-2180)

清潔で美しいごみステーションを維持するために、ネットや掃除用具等の購入及びごみ集積容器の設置に対して助成を行います。

◇対象：ごみステーションを管理している住民の方

◇助成内容：①清掃用具やネット…購入金額の1/2（上限5千円）

②ごみ集積容器の設置…設置費用の1/2（上限5万円）

なお、現在、ごみステーション用のネットまたは簡易集積容器を無料でお配りしています。（ごみステーション1ヶ所につき、2回まで）

○ 自然環境保全活動支援事業

(問合せ先：環境局環境監視課自然共生係 582-2239)

市民の自主的かつ継続的な活動を推進し、北九州市の自然環境を守り育てることを目的に、自然環境に関する保全活動や普及啓発活動に対し助成金を交付します。

◇対象団体：次のいずれにも該当する団体

①市内で活動を行っている団体、又は今後活動を行おうとする団体であること

②営利を目的とした団体でないこと

③その他助成を行うことが不適当と認められる団体でないこと

◇対象となる活動：

①自然環境保全に関する活動

海浜・河川・里地・里山・水路・ため池・湿地・緑地等における自然環境の保全や修復に関する活動など

②動植物の継続的な調査活動

③希少種の保全活動

④外来種対策に関する活動

⑤広範な市民を対象とした普及啓発に関する活動

自然に関するシンポジウム・講演会の開催、自然観察会等の自然環境学習会の実施、自然に関する広報誌・ちらしの発行など

◇助成内容：1団体あたり上限10万円

○ 路上違反広告物市民参加除却事業

(問合せ先：建設局管理課 582-2271)

身近な地域を快適な生活環境とするため、「貼り紙」「貼り札」など道路上の電柱や街路樹に掲出されている違反広告物の除却活動に協力していただける団体（町内会や環境美化に取り組む会社、ボランティア団体等）を「北九州市路上違反広告物除却協力団体」として簡易除去の権限を委任し、用具を支給します。

◇対象団体：18歳以上の市内に在住もしくは勤務する方で構成する10名以上の団体

◇支援内容：登録された団体に対して、身分証明書や腕章の他、違反広告物を除却する際に必要となる軍手、カッター及びペンチ等の作業用具を支給

○ 北九州市道路サポーター制度

(問合せ先：建設局道路計画課 582-3888)

市が維持管理する道路の清掃や点検、花植え等のボランティア活動に取り組む団体(地域団体や企業、学校等)に、掃除用具や花苗等の支援を行います。

◇対象団体：構成員が10人以上で、年3回以上、市が維持管理する道路(延長100m以上)で清掃・花植え等のボランティア活動を行う団体

◇助成内容：掃除用具や花苗などの支給・貸与サインボードの設置
散水栓の設置及び散水栓に係る水道料金の一部負担

○ 道路ボランティア花壇制度

(問合せ先：建設局道路計画課 582-3888)

道路サポーターへの登録は難しいが、自宅前の道路に花を植えたいという方におすすめの承認制度です。清掃用具や花苗等の支援はありませんが、1人から始めることができます。

○ 地域に役立つ公園づくり事業

(問合せ先：建設局みどり・公園整備課 582-2460)

小学校区内にある複数の身近な公園の再整備計画案を、地域住民の皆さんとワークショップ形式で、議論を重ねながら一緒につくります。ワークショップの進行や資料準備は、専門家が行います。計画段階から地域住民の皆さんの意見を取り入れることで、これまで以上に利用される親しみやすい公園づくりを目指します。

計画案策定の翌年度から約2～3カ年で、市が再整備工事を行います。事業の実施条件等の詳細は、ご説明に伺いますので、まずはお問い合わせください。

◇対象団体：本事業を未実施の小学校区で、公園づくりに興味のある団体
(まちづくり協議会など)

○ うえるっちゃ！花壇

(問合せ先：建設局みどり・公園整備課 582-2460)

北九州市のシンボル公園、勝山公園内の花壇で、ガーデニングボランティア「うえるっちゃ！花壇」が活動を行っています。ボランティア団体自らが花壇のデザインを考え、植え替えや水やり、花がら摘み等の管理を行うだけでなく、花に関する勉強会も行う制度です。

○ 北九州市フラワーコーディネーター制度

(問合せ先：建設局みどり・公園整備課 582-2460)

地域における、花のまちづくりのリーダーとなるフラワーコーディネーターが、花づくりの出張指導を行います。

◇対象団体等：市内の市民センター、学校、福祉施設、商店街、市民花壇など、公共性が高い場所で花づくりをしている団体

◇指導内容：種からの花づくり、花壇のデザイン、ハンギングバスケットの製作、バラの栽培など

○ 北九州市公園愛護会制度

(問合せ先：建設局公園管理課 582-2464)

市が維持管理する公園の清掃や除草、花壇づくりなどの景観美化や遊具や施設の点検、連絡等のボランティア活動に取り組む団体等(地域団体等)に、管理面積に応じ、助成金の交付を行います。

◇支援団体：公園が設置されている地域の住民少なくとも10人程度で、概ね月1回程度、市が維持管理する公園の除草や清掃等のボランティア活動を行う団体

◇助成内容：管理面積に応じ助成金を交付(上限あり)

○ 花咲く街かどづくり事業

(問合せ先：建設局緑政課 582-2466)

①市民花壇：

多くの人が鑑賞できる場所にある公有地等に設置された花壇に、市民の皆さんで花苗の植付や維持管理を行っていただく制度で、花苗等の助成を受けることができます。また、対象者には団体名等入りプレートを配布します。

◇助成内容：花苗、肥料などの支給(年2回)

◇対象：花壇の育成、管理を行う団体等

※助成を受けるには、「花咲く街かどづくり推進協議会」に登録していただく必要があります。

②花壇サポーター：

協力団体等の店舗や事務所前に市が設置しているプランターの水やりや花がら摘み、草抜きなど、維持管理をボランティアとしてご協力していただく制度で、協力団体の名前入りプレートを設置します。

○ 北九州市河川愛護団体制度

(問合せ先：建設局水環境課 582-2491)

市が維持管理する河川等の清掃や除草等のボランティア活動に取り組む団体(地域団体等)に、補助金の交付を行います。

◇対象団体：河川等の周辺に居住または勤務する10人以上で構成し、年2回以上、河川の清掃美化等のボランティア活動を行う団体

◇助成内容：活動延長に応じ補助金を交付(上限5万円)

○ ほたるのふるさとづくり事業

(問合せ先：建設局水環境課 582-2491)

市内でホタルの保護に取り組む団体に対して、ホタル専門家の派遣や助成金の交付を行い、ホタルを通じた水辺環境づくり、まちづくりを支援します。

◇対象団体：市内でホタル保護のための活動を行っている団体

◇支援内容：①「ほたるアドバイザー」の派遣

ホタルの専門家によるホタル保護のための現地指導

②「ホタル育成助成金」の交付

1団体あたり5万円を限度に助成

○ 遠賀川環境保全活動団体支援助成事業

(問合せ先：上下水道局水質試験所 641-5948)

本市の重要な水源である遠賀川流域で、遠賀川の水質・環境等の改善を目的とした環境保全活動を行う団体等に対して、助成を行います。

◇対象団体：支流を含む遠賀川流域で活動を行っている、又は今後行おうとする会員数5名以上の団体

◇対象活動：除草・清掃活動、水質調査や生物調査、普及啓発活動 等

◇助成内容：1団体あたり上限10万円

○ 地区計画等策定市民支援事業

(問合せ先：建築都市局都市計画課 582-2451)

事業手法がはっきりしていない初期段階の勉強会から、地域住民が組織する団体が行う、良好な住環境形成に向けた計画づくりやルールづくりまで、段階的に支援（アドバイザーやコンサルタントなどの専門家を派遣）し、市民中心のまちづくりの実現を図ります。

◇支援内容：専門家派遣（勉強会へのアドバイザーやコンサルタントの派遣）

◇対象活動：地域のルールづくり（地区計画、建築協定など）
まちづくり計画（建物の共同化、再開発など）

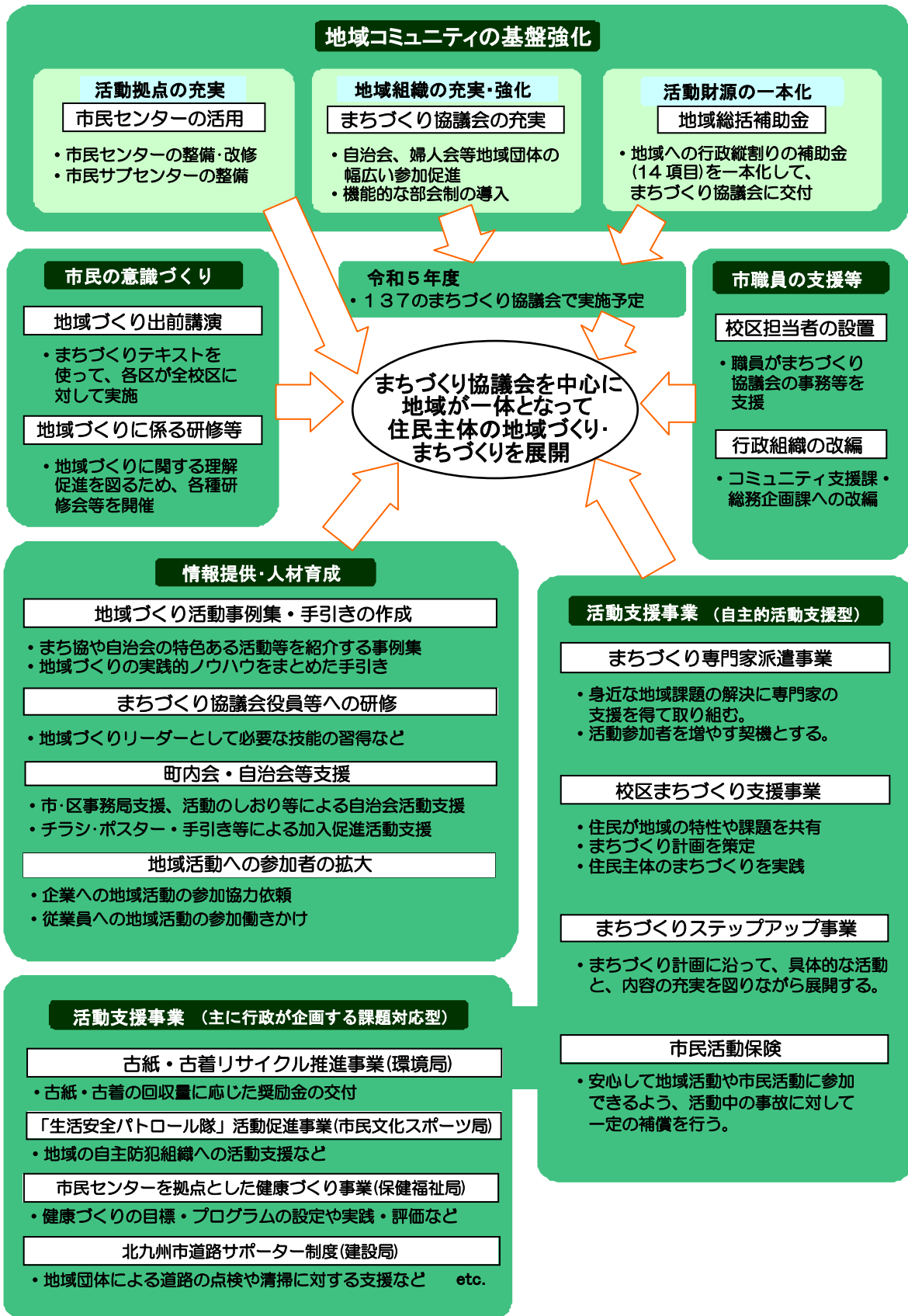
○ 地域と取り組む景観づくり活動の推進

(問合せ先：建築都市局都市景観課 582-2595)

地域のみなさんが主体的に取り組んでいく「景観づくり」のための様々な活動や、地域の「良好な景観」を発見し、大切に育てていくための活動を支援します。

◇支援内容：景観アドバイザー等の専門家の派遣、景観講座・景観づくり勉強会の開催、地域の特性や歴史に配慮した景観ルールづくり等

北九州市の地域コミュニティ施策体系図



北九州市自治基本条例

1 自治基本条例制定の背景

そもそも自治の主役は、そのまちに住む住民です。

自分たちのまちを、より暮らしやすくするためには、主役である住民の意思が、まちづくりに生かされることが何よりも大切です。

そのためには、住民が選挙で投票し意思表示をすることも、もちろん必要ですが、住民自身がかつと地域の課題に関心を持ち、自治に積極的に関わることも必要です。

近年、少子高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、子育て支援、高齢者福祉、防犯・防災、環境など様々な分野において課題が生まれ、これらの課題に対する個人々の要望は増加し、複雑になっています。そして、一方で、課題解決のための、まちの財政状況は厳しさを増しています。

このような状況の中、私たちのまち北九州市をよりよくするには、行政（市長等・市職員）や議会（市議）が力を合せるのはもちろんですが、さらに、このまちに関わる様々な人・団体が力を合わせ、みんなで一致団結することが大切です。北九州市は、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市へと成長しましたが、今後は、様々な分野で、このように一致団結して取り組むことが求められています。

こうしたことを背景に、北九州市では、これまで以上に、多くの方が自治に積極的に関わり、まちづくりに参加してもらえよう、『北九州市自治基本条例』を制定しました（平成22年10月1日施行）。

2 条例のポイント（「情報共有」・「市民参画」・「コミュニティ」）

「北九州市自治基本条例」では、このまちに関わる多くの方が共有できるルールとして、自治の基本理念や、自治における市民、議会、行政の役割や責務などのほか、住民主体のまちづくりを進めるため、

①「情報共有」：市と市民の皆さんとの情報の共有

②「市民参画」：市政に対する市民の皆さんの意見や提案の反映

③「コミュニティ」：自治会などコミュニティの活動を積極的に推進することとしています。



○情報共有の仕組み

第21条 市は、市が保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理及び運用について、総合的かつ体系的な規程の整備を図るものとする。

2 市は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進する。

3 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報に適切に取り扱う。

市が持っている情報を、市民の皆さんと共有するために、市政だよりや市政テレビ・ラジオ、インターネット、出前講演やタウンミーティング等を通じて、分かりやすく、積極的に発信していきます。

○市民参画の制度の整備

第22条 市は、市政に市民の意見を反映させるため、市民参画の制度の体系的な整備を図るものとする。

○パブリックコメント手続

第23条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。

○市民の意見及び提案

第24条 市は、前条に規定する手続きのほか、市民が市政について広く意見を提出し、及び提案するための多様な機会を確保するものとする。

2 市は、前項の機会に収集した市民の意見及び提案に係る情報を内部で、適切に共有し、その活用に努めるものとする。

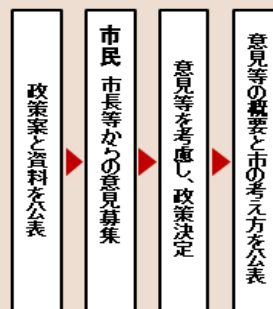
市民の皆さんの意見を市政に反映させるため、「市民のこえ」や「パブリックコメント」など、市民の皆さんが市政に意見や提案ができる制度を実施しています。

●パブリックコメントで意見を提出する



市が基本的な計画等を立案する際、あらかじめ案を市民に公表し、その案に対して提出された意見を考慮して計画等の決定を行います。

パブリックコメントの仕組み



市民の意見等を政策決定過程に反映させるとともに、行政運営における公正性の確保や透明性の向上を図ります。
この取り組みによって、市政に関し市民に説明する責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とします。

○コミュニティの活動のあり方

第26条 市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。

- 2 市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。
- 3 コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- 4 コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。

○コミュニティへの支援等

第27条 市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援するものとする。

- 2 前項に規定する支援は、区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。
- 3 区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。

自治会などまちづくりに重要な役割を果たしている団体を「コミュニティ」と定義し、その活動の重要性を定めています。

市民の皆さんがコミュニティ活動に参加することで、地域とのつながりが深まり、防災や生活安全、ごみの問題など、地域の様々な課題解決に向け、大きな役割を果たすことが期待されます。

一方で、市民の皆さんがコミュニティ活動に積極的に関わられるよう、活動の実態や運営について、分かりやすく知らせることが重要です。そこで、コミュニティが活動内容や運営状況を明らかにすることにより、その活動について広く市民の理解及び共感を得られるよう努めることとしています。

また、コミュニティの活動が効果的に行われるよう、地域に身近な存在である区役所が中心となり、市が積極的に支援することとしています。

3 今後の取組について

北九州市では、「情報共有」や「市民参画」、「コミュニティへの支援」を、市のあらゆる施策の中で積極的に推進し、「住民主体のまちづくりの実現」に努めていきます。



	センター名	〒	所在地	電話	FAX	Eメールアドレス
門司区 17館 (サブセンター3館)	老松	801-0865	庄司町4番16号	332-0889	332-0070	om-cc@ktqc02.net
	清見	801-0882	清見三丁目1番1号	331-3033	331-3034	ky-sf@ktqc03.net
	古城サブ	801-0856	浜町6番25号	321-5700	321-5700	—
	小森江西	800-0006	矢筈町5番42号	372-6001	372-6001	ke-sf@ktqc03.net
	小森江東	801-0801	風師三丁目9番20号	331-5735	331-5735	ks-cc@ktqc02.net
	白野江	801-0802	白野江二丁目13番1号	341-3221	341-3222	se-sf@ktqc03.net
	大里東	800-0028	下二十町3番7号	371-4419	371-4008	dt-cc@ktqc02.net
	大里南	800-0037	原町別院13番27号	391-5591	391-5592	dm-sf@ktqc02.net
	大里柳	800-0031	高田二丁目2番18号	381-2328	381-2018	dc-cc@ktqc02.net
	田野浦	801-0885	新開6番11号	331-2025	331-2025	hy-cc@ktqc02.net
	東郷	801-0825	黒川西一丁目3番26号	341-1126	341-1126	tg-cc@ktqc02.net
	柄杓田サブ	801-0813	大字柄杓田1407番地の14	341-0102	341-0102	—
	錦町	801-0833	清滝三丁目5番5号	332-5600	332-5611	nm-sf@ktqc03.net
	西門司	800-0048	稻積一丁目3番1号	381-4927	381-4927	dn-cc@ktqc02.net
	萩ヶ丘	800-0024	大里戸ノ上三丁目8番1号	372-3720	372-3726	ho-sf@ktqc03.net
	藤松	800-0044	上藤松二丁目3番31号	391-6411	391-6412	fjm-sf@ktqc02.net
	松ヶ江北	800-0112	大字畑903番地	481-5725	481-5726	mg-sf@ktqc03.net
伊川サブ	800-0101	大字伊川1462番地の1	481-7177	481-7177	—	
松ヶ江南	800-0118	吉志新町二丁目1番1号	481-0290	481-0019	mg-cc@ktqc02.net	
丸山	801-0861	長谷一丁目14番28号	332-1651	332-1652	my-sf@ktqc03.net	
小倉北区 21館 (サブセンター1館)	足原	802-0043	足原一丁目8番3号	941-5790	941-5792	ah-sf@ktqc03.net
	足立	802-0016	宇佐町一丁目8番15号	541-5085	541-5086	ad-sf@ktqc03.net
	泉台	803-0844	真鶴一丁目5番15号	571-3281	571-3277	sz-cc@ktqc02.net
	到津	803-0846	下到津四丁目3番2号	583-8866	583-8867	it-sf@ktqc03.net
	井堀	803-0835	井堀三丁目15番2号	592-1170	592-1178	ib-sf@ktqc03.net
	今町	803-0862	今町三丁目19番2号	571-9898	582-9498	im-sf@ktqc03.net
	北小倉	803-0836	中井一丁目10番1号	571-3270	571-3279	kk-sf@ktqc03.net
	貴船	802-0074	白銀一丁目5番8号	921-2606	921-2612	si-cc@ktqc02.net
	清水	803-0856	弁天町6番5号	592-8351	592-8352	km-sf@ktqc03.net
	霧丘	802-0051	黒原二丁目30番30号	922-7365	922-7365	ko-cc@ktqc02.net
	小倉中央	802-0005	堺町二丁目4番24号	551-1201	551-1201	kh-cc@ktqc02.net
	藍島サブ	802-0091	大字藍島	751-1311	751-1318	as-cc@ktqc01.net
	桜丘	802-0022	上富野五丁目6番21号	522-5233	522-5235	tn-cc@ktqc02.net
	三郎丸	802-0044	熊本一丁目12番1号	941-2763	941-2763	ad-cc@ktqc02.net
	寿山	802-0026	大島三丁目10番2号	531-1226	531-1227	js-sf@ktqc03.net
	富野	802-0034	須賀町6番23号	533-5541	533-5542	tn-cc@ktqc03.net
	中井	803-0835	井堀二丁目7番4号	591-8750	591-8750	ib-cc@ktqc02.net
中島	802-0075	昭和町16番2号	931-8370	931-8371	ns-sf@ktqc03.net	
西小倉	803-0811	大門一丁目5番2号	592-1603	592-1605	nk-sf@ktqc03.net	
日明	803-0831	日明四丁目3番7号	571-3704	571-3079	ha-cc@ktqc02.net	
南丘	803-0864	熊谷一丁目26番15号	582-7328	582-7328	mk-cc@ktqc02.net	
南小倉	803-0852	新高田一丁目10番3号	592-5911	592-5912	mk-sf@ktqc03.net	
小倉南区 24館	長行	803-0278	徳吉西三丁目3番16号	452-3651	452-3652	oy-sf@ktqc03.net
	企救丘	802-0974	徳力四丁目17番5号	963-3101	963-3160	st-cc@ktqc02.net
	北方	802-0841	北方二丁目16番10号	951-0133	951-0035	kt-sf@ktqc02.net
	朽網	800-0233	朽網西三丁目6番39号	471-8566	471-8680	ms-cc@ktqc02.net
	葛原	800-0253	葛原本町三丁目4番34号	475-2185	475-2186	kh-sf@ktqc03.net
	広徳	802-0974	徳力六丁目3番2号	964-0031	964-0032	koutoku-cc@ktqc01.net
	志井	802-0985	大字志井279番地	961-1414	961-1415	si-cc@ktqc03.net
	城野	802-0801	富士見三丁目1番3号	951-0231	951-0232	jn-cc@ktqc02.net
	曾根	800-0222	中曾根三丁目9番7号	475-6050	475-6051	sn-sf@ktqc03.net
	曾根東	800-0217	下曾根四丁目22番3号	471-7710	471-7602	sn-cc@ktqc02.net
	高蔵	800-0201	上吉田三丁目1番1号	472-1775	472-1776	tk-sf@ktqc02.net
	田原	800-0225	田原三丁目16番31号	474-7552	471-2880	tw-sf@ktqc03.net
	徳力	802-0976	南方二丁目5番37号	963-0158	963-0158	kt-cc@ktqc02.net
	長尾	803-0272	長行西一丁目1番1号	451-1620	451-2150	no-sf@ktqc03.net
	貫沼	800-0243	西貫一丁目11番1号	475-6070	475-6071	nu-sf@ktqc03.net
	沼	800-0207	沼緑町四丁目28番1号	473-2021	473-2021	nu-cc@ktqc02.net
	東朽網	800-0231	大字朽網1215番地の1	475-8861	475-8862	hk-sf@ktqc03.net
東谷	803-0184	大字木下704番地の1	451-0217	451-0217	hg-cc@ktqc02.net	
守恒	802-0972	守恒二丁目8番36号	963-1446	963-1446	mt-cc@ktqc02.net	
湯川	800-0257	湯川一丁目8番33号	941-1751	967-2751	yu-cc@ktqc02.net	
横代	802-0822	横代東町四丁目13番1号	962-1731	962-1744	ys-cc@ktqc02.net	
吉田	800-0204	中吉田六丁目27番5号	471-4603	471-4603	yd-cc@ktqc02.net	
両谷	803-0279	徳吉南一丁目6番10号	451-1138	451-1138	rt-cc@ktqc02.net	
若園	802-0816	若園四丁目1番50号	921-3344	921-3177	wz-sf@ktqc03.net	

	センター名	〒	所在地	電話	FAX	Eメールアドレス
若松区 11館	青葉	808-0143	青葉台西一丁目14番1号	742-5331	742-5332	ao-sf@ktqc03.net
	赤崎	808-0004	西小石町8番2号	751-1900	751-1840	as-sf@ktqc03.net
	島郷	808-0105	鴨生田二丁目1番1号	791-0483	791-0504	sg-cc@ktqc02.net
	修多羅	808-0035	白山一丁目9番13号	751-0720	751-0721	sr-sf@ktqc03.net
	高須	808-0147	高須北一丁目1番2号	741-5707	741-5707	ts-cc@ktqc02.net
	ひびきの	808-0131	ひびきの北8番28号	701-5161	701-5162	hbk-cc@ktqc01.net
	深町	808-0012	深町一丁目2番12号	771-6873	771-6435	fm-sf@ktqc03.net
	藤ノ木	808-0073	赤島町20番13号	771-7955	771-7956	fj-sf@ktqc03.net
	二島	808-0102	東二島二丁目7番3号	791-1552	791-1553	ft-sf@ktqc03.net
	古前	808-0062	古前一丁目28番23号	771-8202	771-8203	furu-sf@ktqc03.net
若松中央	808-0024	浜町一丁目1番2号	771-7685	771-7686	wc-sf@ktqc03.net	
八幡東区 12館 (サブセンター1館)	祝町	805-0023	宮の町二丁目2番10号	651-3816	651-3817	tk-cc@ktqc02.net
	枝光	805-0004	日の出一丁目5番11号	661-1034	661-1034	em-cc@ktqc02.net
	枝光北	805-0002	枝光二丁目8番5号	661-2437	661-2437	ek-cc@ktqc02.net
	枝光南	805-0019	中央三丁目9番5号	682-0067	682-0068	em-sf@ktqc03.net
	大蔵	805-0048	大蔵二丁目1番40号	652-3817	652-3843	ok-sf@ktqc02.net
	尾倉	805-0059	尾倉一丁目15番2号	661-0516	661-0528	og-cc@ktqc02.net
	天神サブ	805-0054	天神町4番24号	681-3231	681-3231	—
	高槻	805-0024	中畑二丁目5番2号	653-2677	653-2688	tt-sf@ktqc03.net
	高見	805-0016	高見二丁目8番20号	651-2101	651-9508	tm-cc@ktqc02.net
	槻田	805-0032	松尾町19番1号	653-1185	653-4003	td-sf@ktqc03.net
平野	805-0068	桃園四丁目1番1号	661-1584	661-1584	md-cc@ktqc02.net	
前田	805-0067	祇園一丁目5番1号	662-0552	662-0553	md-sf@ktqc03.net	
八幡大谷	805-0019	中央二丁目1番1号	661-1092	661-1092	yo-cc@ktqc02.net	
八幡西区 33館 (サブセンター1館)	青山	806-0043	青山二丁目1番3号	631-0767	631-0768	ay-sf@ktqc03.net
	赤坂	807-0829	星和町28番26号	601-0782	601-0783	ak-sf@ktqc03.net
	浅川	807-0876	浅川日の峯二丁目1番10号	601-3981	601-3982	aw-sf@ktqc03.net
	穴生	806-0047	鷹の巣三丁目3番1号	641-6026	641-6078	an-cc@ktqc02.net
	池田	807-1134	茶屋の原一丁目6番3号	618-2188	618-2280	ik-sf@ktqc03.net
	医生丘	807-0803	千代ヶ崎一丁目12番15号	691-2205	691-2231	io-sf@ktqc03.net
	永犬丸	807-0847	美原町9番2号	613-8006	613-8007	en-sf@ktqc03.net
	永犬丸西	807-0852	永犬丸西町四丁目21番13号	692-5760	692-5761	ei-sf@ktqc03.net
	大原	807-0072	上上津役三丁目21番21号	612-6914	612-6915	oh-sf@ktqc03.net
	折尾西	807-0866	日吉台一丁目22番20号	601-8231	601-8232	on-sf@ktqc03.net
	折尾東	807-0824	光明二丁目2番50号	601-8991	601-9001	or-cc@ktqc02.net
	香月	807-1102	香月中央一丁目7番1号	617-0203	617-0203	ka-cc@ktqc02.net
	香月西部サブ	807-1152	高江三丁目6番20号	618-5040	618-5040	—
	楠橋	807-1133	馬場山緑7番41号	618-8322	618-8328	kb-sf@ktqc03.net
	熊西	806-0055	幸神四丁目3番1号	621-3182	621-3183	kn-sf@ktqc03.net
	黒畑	806-0055	幸神三丁目4番3号	631-8122	631-8123	kr-sf@ktqc03.net
	黒崎	806-0022	藤田四丁目1番1号	641-4106	641-5300	kr-cc@ktqc02.net
	上津役	807-0071	上の原二丁目2番16号	612-3568	612-3568	kj-cc@ktqc02.net
	木屋瀬	807-1266	木屋瀬東一丁目12番1号	617-1127	617-1127	ky-cc@ktqc02.net
	陣原	807-0821	陣原三丁目23番9-101号	641-0177	641-0178	jh-sf@ktqc03.net
	陣山	805-0068	桃園三丁目1番1号	661-1657	661-1657	jy-cc@ktqc02.net
	竹末	806-0066	若葉一丁目7番1号	631-0261	631-0262	ts-sf@ktqc03.net
	千代	807-1112	千代二丁目27番1号	611-6405	611-6409	cy-cc@ktqc02.net
	筒井	806-0030	山寺町6番30号	641-3407	644-3687	kn-cc@ktqc02.net
	塔野	807-0085	塔野一丁目3番2号	612-6308	612-6309	tn-sf@ktqc03.net
	中尾	807-0843	三ヶ森四丁目6番1号	612-3881	612-3903	ot-cc@ktqc02.net
	鳴水	806-0051	東鳴水二丁目4番16号	621-3085	621-3086	na-sf@ktqc03.net
	則松	807-0831	則松二丁目9番1号	602-2010	602-2056	nm-cc@ktqc02.net
	引野	806-0068	別所町9番1号	631-8055	631-8056	hn-sf@ktqc03.net
	星ヶ丘	807-1265	大字笹田920番地の8	617-5273	617-5274	hg-sf@ktqc03.net
	本城	807-0801	本城一丁目15番1号	691-2301	691-2302	hj-sf@ktqc03.net
	光貞	807-0871	浅川学園台二丁目23番2号	692-9469	692-9473	ak-cc@ktqc02.net
	八児	807-0073	町上津役東一丁目17番1号	613-2555	613-2555	yg-cc@ktqc02.net
八枝	807-0856	八枝三丁目8番1号	603-1055	603-1056	en-cc@ktqc02.net	
戸畑区 12館	浅生	804-0062	浅生二丁目13番7号	881-5688	881-5688	as-cc@ktqc02.net
	一枝	804-0021	一枝一丁目8番1号	881-1029	881-1029	ie-cc@ktqc02.net
	大谷	804-0031	東大谷二丁目2番44号	881-4151	882-3367	ot-sf@ktqc03.net
	鞆ヶ谷	804-0024	西鞆ヶ谷町3番17号	881-1039	881-1039	sa-cc@ktqc02.net
	沢見	804-0092	小芝二丁目1番4号	881-5689	881-5689	sm-cc@ktqc02.net
	三六	804-0092	小芝三丁目12番2号	881-0958	881-0958	sr-cc@ktqc02.net
	天籟寺	804-0042	夜宮二丁目4番15号	881-1028	881-1028	tr-cc@ktqc02.net
	中原	804-0011	中原西三丁目2番1号	881-1038	881-1038	nb-cc@ktqc02.net
	西戸畑	804-0074	南鳥旗町3番17号	881-2330	881-2330	nt-cc@ktqc02.net
	東戸畑	804-0081	千防三丁目1番12号	881-1019	881-1019	ht-cc@ktqc02.net
	牧山	804-0053	牧山四丁目1番22号	881-1041	881-1041	my-cc@ktqc02.net
	牧山東	804-0065	新川町3番25号	881-3177	881-3177	mh-cc@ktqc02.net

おわりに（地域と行政とのパートナーシップ）

- 誰もが、家庭や地域で、安心して安全に生き生きと暮らせるまちを実現していくためには、地域住民や地域団体、市民活動団体（NPO・ボランティア）、企業、行政等、地域を構成するそれぞれが、お互いの持ち味を生かしながら、対等なパートナーとして、よりいっそうの連携・協力を深め、「地域特性を活かした地域づくり・まちづくり」に取り組んでいく必要があります。
- 北九州市では、これからも「地域コミュニティの大切さ」や「地域づくり・まちづくり活動支援事業」等について、様々な機会を捉え、一人でも多くの皆さんにご紹介していきたいと考えます。
- これからも、より多くの皆さんに「地域づくり・まちづくり」についてさらにご理解を深めていただき、地域の皆さんと行政が一体となり、一緒に知恵を出し合いながら、協働して、地域の特色を活かした「地域づくり・まちづくり」に取り組んでいきましょう。





地域情報を動画で好評配信

地域づくり・まちづくりの お問い合わせ先

お問い合わせ先	電話番号
門司区役所 コミュニティ支援課	(093) 331-1882 (直通)
小倉北区役所 コミュニティ支援課	(093) 582-3337 (直通)
小倉南区役所 コミュニティ支援課	(093) 951-0201 (直通)
若松区役所 コミュニティ支援課	(093) 761-5324 (直通)
八幡東区役所 コミュニティ支援課	(093) 671-3061 (直通)
八幡西区役所 コミュニティ支援課	(093) 642-1337 (直通)
戸畑区役所 コミュニティ支援課	(093) 871-2335 (直通)

市民文化スポーツ局 市民活動推進課	(093) 645-3104 (直通)
市民文化スポーツ局 地域振興課 電 話 : (093) 582-2111 (直通) FAX : (093) 562-1307 E-mail : shi-chiiki@city.kitakyushu.lg.jp	

北九州市コールセンター

〔市政に関するお問い合わせ〕

【電話】 (シヤクショ)
093-582-4894

【ご利用時間】
8時30分～20時
(1月1日～3日を除く)

北九州市
CITY OF
KITAKYUSHU

自治会・町内会
情報ポータルサイト

<http://www.kitakyu-community.jp>



令和5年4月作成

北九州市 市民文化スポーツ局 地域振興課